

衆議院
第百九十八回国会

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第二号

平成三十一年四月二日(火曜日)

午後二時十二分開議

出席委員

委員長 山口 俊一君

理事 小此木八郎君 理事 奥野 信亮君

理事 鬼木 誠君 理事 橋本 岳君

理事 宮内 秀樹君 理事 森山 浩行君

理事 後藤 祐一君 理事 伊藤 渉君

理事 安藤 高夫君 井野 俊郎君

池田 道孝君 小倉 将信君

小田原 潔君 大塚 拓君

神田 裕君 小島 敏文君

古賀 篤君 佐藤 明男君

田野瀬太道君 高橋ひなこ君

武村 展英君 寺田 稔君

富樫 博之君 百武 公親君

藤井比早之君 古川 康君

穂坂 泰君 本田 太郎君

吉川 趙君 落合 貴之君

黒岩 宇洋君 高木錬太郎君

初鹿 明博君 道下 大樹君

村上 史好君 泉 健太君

岸本 周平君 佐藤 茂樹君

竹内 譲君 塩川 鉄也君

浦野 靖人君 野田 佳彦君

総務大臣 石田 真敏君

政府参考人 (内閣府大臣官房総括審議官) 嶋田 裕光君

政府参考人 (総務省自治行政局長) 北崎 秀一君

政府参考人 (総務省自治行政局長) 大泉 淳一君

政府参考人 (総務省自治行政局長) 長 泉 淳一君

政府参考人 (法務省大臣官房審議官) 保坂 和人君

政府参考人 (国税庁課税部長) 重藤 哲郎君
衆議院調査局第二特別調査室長 荒川 敦君

委員の異動

二月十八日

辞任

田畑 毅君

補欠選任

小倉 将信君

四月二日

辞任

井野 俊郎君

補欠選任

池田 道孝君

同日

神田 裕君

補欠選任

佐藤 明男君

同日

小林 史明君

補欠選任

吉川 趙君

同日

坂本 哲志君

同日

初鹿 明博君

補欠選任

道下 大樹君

同日

村上 史好君

補欠選任

長尾 秀樹君

同日

高橋ひなこ君

補欠選任

田所 嘉徳君

政党助成金を直ちに廃止することに関する請願 (藤野保史君紹介)(第九三三号)
同(本村伸子君紹介)(第九四四号)
は本委員会に付託された。

二月十三日

参議院選挙における合区の解消に関する陳情書 外一件(徳島市幸町三の五五 谷川俊博外九名)(第四一七号)

一月二十九日

公営合同演説会に関する公職選挙法の改正を求める意見書(北海道斜里町議会)(第七五〇号)

町村議会議員選挙においては男性議員及び女性議員ごとに一人一票とすることができるよう法律の改正を求める意見書(北海道斜里町議会)(第七五一号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件

○山口委員長 これより会議を開きます。
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件について調査を進めます。
この際、お諮りいたします。
本件調査のため、本日、政府参考人として内閣府大臣官房総括審議官嶋田裕光君、総務省自治行政局長北崎秀一君、総務省自治行政局長大泉淳一君、法務省大臣官房審議官保坂和人君、国税庁課税部長重藤哲郎君の出席を求め、説明を聴

取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと称する者あり〕
○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山口委員長 質疑の申出がありませんので、順次これを許します。初鹿明博君。
○初鹿委員 お疲れさまです。立憲民主党の初鹿明博です。

早速質問に入らせていただきます。
皆様のお手元に資料を配付させていただきましたおりますが、まず最初に、一番最初のページにありますこの記事について何点が質問させていただきます。

これは、御当地ナンバーの図柄入りのナンバープレート、自動車のナンバープレートを交付するに当たって、カラーにすると寄附を千円以上支払って交付を受けるということになっているわけですが、この千円払うという行為が公職選挙法の寄附に該当するのではないかと、このこと、選挙管理委員会から、これは寄附に当たるかもしれないから差し控えた方がよいという、そういう回答を得ているということが記事になっているわけでありまして。

この点について、私も、本来、地方議員というのは、これは首長さんともうすぐすけれども、自分の地元をPRをしたいという意識もあるでしょうし、そうするべき立場の者ではないかと思うんですが、その方がせつかくPRのためにこういうナンバーをつくったのに、それを利用できないというのはいかなるものかなということ、質問主意書を出させていただきました。

一枚めくっていただいて、まず最初に、このナンバープレートを交付するに当たって支払うべ

き寄附が、これは禁止されている寄附から除外をする必要があるんじゃないか、除外すべきじゃないかという趣旨であります。

そもそも、公職選挙法で寄附が禁止されているのは、候補者につこうとする者や公職についている者が寄附をすることが買収につながる、そういうことから寄附を禁止をするということなんだというふうに思います。

そして、今回、このナンバプレートで寄附をすると、これは、直接その自治体に入るわけではなくて、この記事にも書いてあるとおり、東京都内にある公益財団に一回集約された後、それが分配をされていくということで、寄附を受けた側も、誰から寄附を受けているのか、幾ら受けているのかということとを全く認識することがないということになるわけです。

つまり、そもそもの法律を制定をして、この寄附行為を禁止をしたということからすると、その買収につながるような効果がないわけですから、これは除外をしてもいいんじゃないか、そういうふうに私は考えるわけです。

ところが、質問主意書の回答は、各党各会派において十分に御議論いただくべき問題であると考えていると、我々各党に投げたということ、これも無責任だなとちよつと思つたんですね。

それで改めてもう一回質問主意書で、じゃ、そもそもこれは、この禁止している寄附に当たるのかどうかということを再質問主意書で聞きました。そうしたら、回答の方が、個別の行為が寄附の禁止の規定に違反するか否かについては、具体の事実即ち判断されるべきものと考えられている、判断を保留する、そういう回答をしてきたんですね。

これを見て、具体の事実即ちというけれども、具体の事実とはつきりしているんですよ。ナンバプレートの交付を受けるために財団に対して千円以上のお金を払ってそれで寄附を受ける、それでお金の流れもはつきりしているわけですよ。

しばしば問題になる、室内用のポスターだと書いてそこにカレンダー機能があつて、それが寄附に当たるのか当たらないのかということと全く次元は違います。それは、じゃ、一体誰に配られているものかとか、それは具体的に見ないとわからない、そういう理屈はあると思いますが、これは具体の事実とはつきりしているわけですよ。

それで、総務省も、例えば、改正公職選挙法関係質疑集とか、選挙関係実例判例集とか、そういうものでいろいろ具体的なことについてききんと回答しているわけですね。

例えば、さっきのカレンダーやうちの件ですと、この選挙関係実例判例集の問い十八ということで、候補者等が、その名入りのうちわやカレンダーを選挙区内にある者に対して贈ることはできないか、そういう質問があつて、それに対する答えは、答え、お見込みのとおりと、ちゃんと書いてあるわけですよ。

こうやって書いてあつて見解を示しても、個別の事情によつて対象者が違つていたり、その配るもの自体の書き方が違つていたりするから、個別の事案について判断されるべきものだという答えになるのはわかるけれども、今回の例は、ケースによつて内容が変わるものではないんだから、はつきり示す必要があつたんじゃないかと思ひますが、残念ながらこういう答えでした。

この点について質問しようと思つていましたが、大体回答がわかるのであえて聞きません。

そして、さらに私は、今回、あきれたというか、そういうものなのかなと思つたんですが、一枚めくつていただいて、先週末にこういう質問をしますよと言つて、きのう担当の方が説明に来て、一緒に国交省の方も来て、見てください。

「図柄入りナンバ取得に係る寄附に関する取扱の変更について」、きのう発表しただけなんです。きのう発表してどうなったかという、公職にある者がナンバを申請する場合に、寄附しないでもフルカラーの図柄入りナンバが交付される、選択ができるということになったという

ことなんですね。

要は、議員はこれで図柄入りのフルカラーのナンバをつけられるようになったんですね。でも、笑っている方がいますけれども、議員の皆さん、これは迷惑だと思ひませんか。たかだか千円のために特権みたいなことをされて、有権者からは、あいつら、これはただでつけているんだよ、俺たち金払っているのにという批判をされる。私は、こういうことじゃなく、寄附から外すということをするだけで済んだんじゃないかと思ひますね。

それで、ちよつとこは大臣の見解を伺いたいんですけども、大臣も、選挙をやつて、政治活動をやつていられるわけですから、やはりこういう特別扱いをされるというのは好ましくないですよ。こういうやり方で、本当に、今回の件、決着させてよかつたというふうに思ひますか、大臣。

○石田国務大臣 お答えさせていただきます。御質問いただけなかつたんですが、公職選挙法の寄附というのは御承知のとおりだということに思つておりまして、質問主意書をいただいた時点、あるいはその解答をしている時点では、実は、国交省の方において対応がまだ決定をしていなかったんですね。

そういうことで議員御指摘のようなあの答弁書になつたわけでございます。その後、国交省の方において協議を重ねた結果、今御指摘のような結論に至つたと考えておりまして、この中で総務省としてどういう意見を述べたかというのは、私は十分に把握をしております。で、答弁控えさせていただきますけれども、いずれにいたしましても、国交省の方において、いろいろな御指摘をいただく中で一つの結論を出したものと考えております。

○初鹿委員 今、大臣、そういう答弁でしたけれども、ぜひ、与野党の理事の皆さん、これは結構ありがた迷惑だと思ひますよ。千円払つて寄附をしても、受益者がはつきりしない場合は寄附に当たらない、そういう除外規定を設けることもぜひ検討をしていただきたいと思います。

では、次の質問に入ります。
また一枚、新聞の記事をつけさせていただいておりますが、今度は障害者の代理投票についてです。

この方、訴訟を起こしているんですが、どういふ訴訟かという、投票所に投票に行つて代理投票をしたい、脳性麻痺の方で、自分で字が書けないんですね、代理投票をしたいと言つたところ、投票事務従事者の二人、つまり行政の職員二人が立ち会つて一人が書いて、一人がそれを見て投票をすることになっているということで、それだと投票の秘密が守られないんじゃないか、憲法十五条に規定されている投票の秘密が守られないんじゃないかということで、このような対応は違憲だということで訴訟を起こしたということです。

そもそも、もともと代理投票というのは、以前は、投票に行つたときに、ヘルパーさんや、また自分の親だとか家族に代理で書いてもらうということは認められていました。

ところが、平成二十五年の改正で、成年後見の被後見人の方に選挙権を付与をする、復活をさせる、そういう改正をした際に、このときに、今まで認められていた、自分の指定をする人に代理投票してもらつたことができなくなつて、投票事務従事者の人しか代理投票ができないように変わったわけです。

後ろに条文をつけさせていただいておりますが、この公職選挙法の四十八条の二項に書いてありますように、「投票所の事務に従事する者のうちから」というふうに、この文言が入ることによつて、自分で選んだ人に代理投票してもらえなくなりました。

まず最初に、このような、今までできたことができなくなるような改正を行った趣旨はどういうことなんですか。

○大泉政府参考人 お答え申し上げます。
代理投票につきましては、議員御指摘のとおり、平成二十五年の議員立法によりまして、投票所の事務に従事する者に限るというふうになされて

おります。

この趣旨については、国会審議の中では、選挙の公正な実施を確保するため、代理投票における補助者の要件を中立的な立場の投票事務従事者に限定するものというふうに説明をされているところでございます。これは、平成二十五年の議員立法によるものでございます。

○初鹿委員 中立な立場の者に限定するということなんですが、そもそも日本国憲法の第十五条四項には、「すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない」という規定が設けられているわけです。

このことからすると、自分が望まない相手に投票先を教えないと投票できないというのは、明らかにこの憲法第十五条に私は違反すると思うんですね。

今、選挙の中立性ですが、それを確保するためと言いましたけれども、では伺いますが、現在でも郵便投票では、投票事務従事者に代理を頼まなくても、事前に登録をしている方が代理で投票用紙に記載をして投票することができるようになっております、郵便投票では。

この資料につけていただいています、第四十九条、この「不在者投票」の欄のところですね。下線を引かせていただきましたが、「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律」云々とあつて、「により送付する方法により行わせることができる」というところの後、三項の方ですね、「自ら投票の記載をすることができないものとして法令で定めるものは、あらかじめ市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者をして投票に関する記載をさせることができる」と。この規定と先ほどの代理投票の規定と随分と差があると感じるんですけれども、この差はどうして生じているんでしょうか。

また、これは、先ほどの投票所に足を運んだときに認められていないことが認められていることになるんですけれども、これで公平性だとか中立性は保てなくなっているということになるんです

しょうか。

○大泉政府参考人 郵便投票の代筆でございますが、これは従来、選挙の公正を確保するために代理記載は認められないこととされておりましたが、平成十四年の東京地裁の判決を受けて、各党各派の議論を経て、平成十五年に議員立法により代理記載が郵便投票で認められるようになりました。

この際、対象者をどうするかということでございますが、郵便投票を行う者全てに認められるわけではなく、上肢あるいは視覚に一定の障害を持つ者、したがって、みずから記載が困難な者に極めて限定するというようなことをするとともに、代理記載人につきましては事前の届出を行うというようなことで、不正防止手段が講じられた上での策だというふうに考えられます。

郵便投票の代理記載制度は、このような経緯で創設された、そのバランスを持って創設されたことから、投票管理者、立会人、あるいは投票事務従事者のいる通常の投票所における投票の代理投票制度とは一概に比較することはできないのではないかと考えております。

○初鹿委員 一概に比較することはできないというお答えでしたけれども、であるならば、郵便投票と同じように、まず、自分で書くことができないというところをちゃんと確認できる人に限って、事前に選挙に、代理投票をしたい、そして、この人に代理で書いてもらいたいという登録をした方については、郵便投票と同じように、実際に投票所に足を運んで投票する場合も同じように代理で投票できるようにすればいいんじゃないかと思えます。

これが認められない理由は全くないと思います、いかがですか。

○大泉政府参考人 郵便投票の代理記載につきましては、先ほど申し上げましたとおり、極めて限定して、投票の権利を確保するために認められているところでございますが、一般の代理投票につきましては、やはり投票所でやっているところ

いうことで……(初鹿委員)ちゃんと質問に答えてくださいよ、限定をしたらどうなのかということ

呼ぶ、基本的な問題として、意思表示の客観性をやはり立会人などがいる投票所ではきちっと出していたらいい、選挙人本人の意思による投票ということをやれば確かめなければならないということ、平成二十五年の法律によりまして、その公正確保の改正が行われましたので、それに基づいて行うということになってございます。

○初鹿委員 選挙人本人の意思の確認をする必要があるということですが、じゃ、郵便投票でどうやって意思の確認をしているんですか、教えてください。

○大泉政府参考人 郵便投票で直接自署ができないというような方につきましては、そこはもう限界的な判断で代理記載を認めたというような判断がなされたかと考えております。

○初鹿委員 じゃ、投票所で拒まれた人が郵便投票をすれば、それは代理投票、自分の望んだ人で代理投票できるということですよ。

○大泉政府参考人 郵便投票を行うことができる方につきましては、一定以上の身体障害者あるいは要介護五の方に限られますので、誰でもが郵便投票できるわけではございません。

○初鹿委員 先ほど言いましたけれども、誰でも認めると言っているわけではないし、そもそも誰でも代理投票ができるわけではないですね。ですから、郵便投票で代理投票ができるような方が投票所に行ったときも、同じように代理投票ができるようになぜできないのかを私は聞いています。合理的な説明になっていないんですけれども、なぜどうしてもだめなのかを、理由を説明してください。

○大泉政府参考人 投票所にいらっしゃったときには、事務従事者という公正な第三者の中で投票をしていただくというようなルールになっておりますので、そのようになっております。もしも、それを変更するというのであれば、どのような公正さの担保あるいは投票人の意思確認などをする

かということを考えながら制度をまた考えていかなければいけないと思います。

○初鹿委員 最後に、現在訴訟をしている方の陳述書を出させていただきました。本人の確認もとって出させていたでいますので、ぜひ読んでいただきたいんですけれども、やはり、憲法第十五条で投票の秘密というものが守られるということになっているわけですから、ここはきちんと憲法を遵守した方がいいと思うんです。

何で投票所で投票事務従事者に投票させることを拒むのかというか嫌なのかといったら、やはり、投票事務従事者は公務員ですから、権力を持っているし、いろんな執行権を持っている側なんです。

だから、仮に現職が優位なときに現職以外の者に投票したら、それによって不利益をこうむるんじゃないか、そういうおそれがあるから、心理的に投票の自由が奪われることになりかねない。また、場合によっては、常時介護が必要な人の場合は、介護時間の支給決定などをしているのはこの投票管理者の側だったりするわけですよ。これでは不利益をこうむるかもしれない、そういうおそれが出てくる。

これは、投票の自由も妨げることになるので、私は、望む人には、自分が望む人を代理投票の代理者として指定できるようにこれは改正するべきだというふうに思います。大臣いかがでしようか。

○石田国務大臣 委員御指摘の問題につきましては、平成二十五年の公職選挙法改正に基づいておるわけでございます、これに基づきまして、これを執行する場合には、選挙人の意思を個々の状況に応じて丁寧に確認することが重要でありまして、この旨、総務省から選挙の都度、各選挙所において、十二月には、代理投票時における投票の秘密に配慮した優良事例を各選挙所に周知したところでございます。

ただ、いずれにいたしましても、この代理投票

のあり方については、選挙権の行使に密接にかかわる問題であるとともに、平成二十五年の公職選挙法の改正が議員立法によるものであったことなどを踏まえ、各党各会派において御議論いただくべき事柄であると考えております。

○初鹿委員 ありがとうございます。

先ほど、この裁判を起している人は、実はきのう期日前投票に行ったらいいですよ。そうしたら、豊中市が警察を呼んで、静穏を保持するためとかいつて警察を呼んで、その警察の臨場のもとに拒否されたというんですね。そこまでの嫌がらせをされている状況で本当にいいのかと私は思いますので、ぜひ、各党各会派で議論して結論を出してくれということです。与党の先生方、ぜひこれは前向きに検討、まあ、これは我々が間違つて改正してしまったと私は思うので、これを正す必要もあると思うので、ぜひ一緒に検討していただくようお願いをさせていただきます。質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○山口委員長 次に、森山浩行君。

○森山浩行委員 ありがとうございます。立憲民主党の森山浩行でございます。

きょうは発言の機会をいただきました。

現在、統一地方選挙が行われておりまして、これが公職選挙法に違反するのかどうか、あるいは政治資金規正法に違反するのかわかるというように、各党各会派で議論になり、また、各選挙管理委員会、市であるとかあるいは都道府県の選挙管理委員会にも問合せが多数行っているところでございます。ところが、物によっては、それはなかなか判断できない、あるいは後で判断をする、若しくは市と都道府県が言っていることが食い違うというように、なかなかありません。

そこで、ちょっと確認をしながら共有をしていきたいと思うところをまず聞きたいと思っております。まず最初にですけれども、政治資金規正法というのは、どういう目的で、何を守るために、どのような形で、趣旨でつくられたものでござい

しょうか。

○大泉政府参考人 お答え申し上げます。

政治資金規正法は、第一条におきまして、議会制民主政治のもとにおける政党その他政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の職務の重要性に鑑み、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の監視と批判のもとに行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、最終的には、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的とすると定めております。

○森山浩行委員 つまり、わかりやすく言えば、まずは政治資金の出入り、これを明らかにするというのが一つ目、そして、ひどいものについては罰則あるいは規制もあるよということによろしいですか。

○大泉政府参考人 御指摘のとおり、政治資金規正法につきましては、一つは政治資金の収支の公開、それから政治資金の授受の規制などの二つの柱から成っております。

○森山浩行委員 これは報道されているものなので大丈夫かと思いますが、二〇一九年三月十四日の、これは時事通信さんの記事でございます。政治資金報告書で誤記載、党から寄附三百万円というところで、大阪市の吉村洋文市長が十四日まで、代表を務めていた維新の党衆議院大阪府第十四区支部で、二〇一五年に党から受けた寄附金三百万円を政治資金収支報告書に誤記載していたと自身のツイッターで明らかにした、吉村氏は、税控除はしていない、政治団体は解散済みだが、報告書を訂正すると説明しているとあります。

先ほどの趣旨からいいますと、これを明らかにするために、後ほど訂正をするということが許されているのかと思いますが、解散をした団体でも訂正ができるのでしょうか。

○大泉政府参考人 お答えいたします。

政治資金規正法上は、収支報告書の訂正については、特段の定めは明記されていないところでございます。ただ、収支報告書の内容は事実に基づき記載されるべきものでありますことから、政治団体において、事実に基づき訂正という申出があった場合においては、訂正を認める取扱いとしておりまして、政治団体の解散後も同様の取扱いをしておるところでございます。

○森山浩行委員 特段の定めがないということ、何年たってもこれは訂正ができるということによろしいですか。

○大泉政府参考人 事実に基づき書いていただきまして、国民の監視と批判の前にさらすということでございますので、それは何年たつてもできることとなっております。

ただ、収支報告書の保存期間は、政治資金規正法上、公表の日から三年を経過する日までとなっておりますので、その間は収支報告書の訂正は可能でございます。

また、総務大臣届出の政治団体の場合につきましては、官報で要旨が公表されますので、収支報告書の保存期間経過後も要旨の訂正は認めているというところでございます。

○森山浩行委員 三年までは全部戻せる、三年を超えたと要旨の書きかえができるということでございますが、解散をした場合に、会計責任者とか代表者がもういないわけなんですけれども、これはどうするのでしょうか。

○大泉政府参考人 解散分の収支報告書につきましては、代表者であった者及び会計責任者であった者から願いを提出していただいております。

○森山浩行委員 五万円以下の少額の開示についてはどうなりますか。

○大泉政府参考人 五万円以下と、普通の……（森山浩行委員「一万円」と呼ぶ）はい。一万円以下でございます。国会議員関係政治団体は一万円以下の支出も領収書はとっておりますけれども、その部分がなくなりますので、訂正すべき部分がなくなるといえると思います。

○森山浩行委員 ありがとうございます。

あと、収支報告書の訂正時に訂正の日時を書くという形で証拠を残すというふうになっていないと思いますが、それはどのような制度になっていますか。

○大泉政府参考人 済みません。先ほどの質問をちょっと取り違えていたかもしれません。少額の一万円以下の領収書の開示でございますが、それにつきましては、解散をしますと、請求主体がなくなります関係から、それは請求できないということになります。（発言する者あり）

○山口委員長 もう一問、今。

○大泉政府参考人 あと、訂正につきまして、その要旨を……（発言する者あり）済みません。

特段の定めが明記されておられないので、訂正日時につきましては記載する義務はございませんが、総務大臣の届出の分につきましては、要旨を公表した後、訂正の申出があった場合ににつきましては、訂正の経過を明らかにする観点から、収支報告書に訂正年月日を記載していただく取扱いとしております。

○森山浩行委員 ありがとうございます。

政治資金報告書でありますけれども、これは、政治家の活動が明らかに、そして有権者が、それに基づいてその後の投票行動あるいは支持するかしないか、こういうことも含めて参考にする資料ということで、正確に書いていない場合には何年数がたつてもこれは訂正をすべきだということ御説明をいただきました。

これについてもルールをきちんとすることにも、解散しているから訂正しない、あるいは訂正しなくていいんだということではなくて、あるいは、訂正を受け入れることによってよりきちんとした報告を受けることができるというこの法益が非常に大事だと考えますけれども、大臣、それでいいですか。

○石田国務大臣 お答えをさせていただきます。まさしく、政治資金規正法は、政治活動の公明

を図り、選挙の公平公正を確保し、もって民主主義の健全な発達に寄与することを目的として議員立法により制定されたものでございまして、やはりきつとした手続が私は重要なことだろうと考えております。

○森山(浩)委員 ありがとうございます。

続きまして、公職選挙法二百一条の九、都道府県知事又は市長の選挙における政治活動の規制についてということでございます。

同じ期日の選挙でありまして、議員選挙と知事や市長の選挙は長さが違うということで、先に告示されるというようなことがございます。その期間中については政党の活動等は禁止されるということなんでしょうけれども、説明をいただいている、政党その他の政治活動を行う団体の政治活動ということで、選挙時に規制される政治活動の中には、ビラ類の配布あるいは選挙に関する報道、評論を掲載した機関紙誌の頒布又は掲示、そして、全ての選挙時に規制されない政治活動に、パンフレットなどというような区分に書いてあります。

これらを含めまして、何ができて何ができないのか、特に文書についてどのような定義になっておりますでしょうか。

○大泉政府参考人 都道府県の知事選挙又は市長選挙の期間中について申し上げますと、公職選挙法第二百一条の九の規定により、政党その他の政治活動を行う団体、これにつきましては、いわゆる確認団体として、それに該当しない限りは、当該選挙の行われる区域において、ビラの頒布やポスターの掲示など、政治活動であっても一定の禁止がかかっているところでございます。

これにつきまして、まず、ビラの頒布につきましては、確認団体以外のものについてはその期間一切できないということになります。また、機関紙につきましても、その選挙の報道、評論を掲載したものにつきましては、確認団体の本部が直接発行した本紙以外頒布することができないとされております。また、パンフレットにつきましても

は、これは、当該選挙の特定の候補者の氏名又は氏名類推事項などが記載されない限りは、特段制限がないということでございます。

これらは、基本的には、政治活動として行われても、そのとき行われている選挙の選挙運動と似通ってしまうというところがありますために政治活動も禁止しようという趣旨からきておりますので、ビラなどは選挙運動手段にもありますので、紛らわしいビラが出ないように禁止されているところでございます。

○森山(浩)委員 ありがとうございます。

実は、知事選挙が始まった後に、当該選挙区での議員選挙の立候補予定者の政党の機関紙号外というものが全紙に新聞折り込みをされているという事例があったことがございまして、それに対して、じゃ、市選管、どうだということ、いや、これは違法じゃないですかという最初の判断があり、相談を府あるいは総務省にかけ合っただけで、その日のうちに意見が変わったという事例がございました。

これなんですけれども、知事選挙の最中に、その後告示をされる議員選挙の候補者が、自分の活動報告、これを頒布をする、自分の政党の機関紙号外として頒布をするというのは、これは合法でしょうか。

○大泉政府参考人 今の委員御指摘の機関紙の号外として配布するのであれば、それは、機関紙は、先ほど申しましたとおり、やられている最中の選挙につきましても、その報道、評論の自由が、本部の発行するものなど限られてまいります、が、やられていない選挙についての報道ということになりますと、これにつきましては禁止する規定はございません。

ただし、具体的な態様によりまして、それが選挙の事前運動にわたるような場合にございまして、保証になるとは限らないと考えられます。

○森山(浩)委員 いや、私は衝撃でして、これはやっちゃだめだと思っていました。その直後にあ

る議員選挙の候補者の機関紙号外というのはだめだと思っていましたけれども、知事選が始まってからも、いわゆる事前運動に当たらないような態様のものでは頒布ができるということでしょうか、いいですね。

○大泉政府参考人 それが新聞の号外であればいいことでございます。

○森山(浩)委員 ありがとうございます。

これは地方の市の選管も完全に間違っておりますので、しっかりと各位にお知らせをいただきたい、徹底をいただくようお願いをいたしたい。(発言する者あり)だよね。みんなびつくりしているでしょう。そうなんです。恐らく、多くの選管で、これはだめだよと言われているような話ではないかと思えます。よろしくお願いします。

○大泉政府参考人 ちょっと、先ほど新聞の号外であつたらと言いましたが、新聞であればいいということでございます。

ただ、その内容によりましては、その記載の内容によつては、選挙に関する報道、評論の保護範囲に当たらず、それは違反であるというふうにした過去の裁判例もあるということも事実でございますので、それぞれ、その記事の内容あるいは態様、頒布といいますが、配られた具合など、総合的に勘案されて判断されるものだと考えられます。

○森山(浩)委員 いや、済みません、確認ですが、では、知事選挙が始まる前と始まった後で、議員選挙の候補予定者が配るものでより規制されるものは、知事選挙に関する記事だけということでしょうか、よろしいですね。

○大泉政府参考人 機関紙誌を発行する場合に、規制の対象で明文であるのは当該選挙でござい

○森山(浩)委員 今の内容を各都道府県、市町村選管にきつちりとお伝えいただきますようにお願いをいたします。

それでは最後に、私の方では、昨年、政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律

案、それから公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案、そして政治資金規正法の一部を改正する法律案、この三本を衆議院に提出をしております。平成三十年十一月二十二日、私ども、各会派にお願いをして提出をしておりますけれども、これもまた召集日に付託をされております。ぜひこの委員会でも今後諮っていきたいということ、私も理事でございまして、お願いをしたいと思います。

その中で、選挙権、被選挙権の年齢についてという部分で、まずは、衆議院と参議院、知事の被選挙権が五歳違うのはどういう経緯でしょうか。

○大泉政府参考人 お答え申し上げます。参議院の被選挙権につきましては昭和二十二年の参議院議員選挙法制定時から、また、知事選挙につきましては昭和二十一年の公選制が採用されてから、いずれも三十歳となっております。

衆議院議員などの選挙権に比べ五歳高くなっている理由、趣旨でございますが、参議院議員の被選挙権については、二院制における参議院の役割を踏まえ、社会的経験から出てくる思慮分別に着目し、年齢が高く設定されたこと、都道府県知事の被選挙権年齢につきましては、行政の執行に当たる独任制の機関であつて相当の経験、管轄区域の広さなどの点を踏まえたものといった説明がなされてきたものと承知しております。(発言する者あり)

○森山(浩)委員 今お話ししましたが、政令市も同じ権限じゃないかなというふうな話もありますが、先般の法改正で選挙権を二十歳から十八歳に引下げをしています。海外の事例なども参考にしておりますが、これはどういう理由でしたか。

○大泉政府参考人 選挙権年齢の十八歳への引下げを内容とする公職選挙法は、平成二十七年に議員立法により提出され、成立しております。

これに関する経緯としましては、平成十九年に成立しました日本国憲法の改正手続に関する法律におきまして投票権年齢が本則で十八歳以上とさ

れていたところ、平成二十六年の同法改正の際に、四年後に自動的に十八歳以上に引き下げられるというふうな改正が行われましたため、同じ参政権グループに属します選挙権年齢も一致させることが望ましいという観点から、平成二十六年の改正法の附則において必要な措置を講ずるとされ、これが平成二十七年に実現したということとなっております。

その選挙権年齢引き下げの審議の過程におきましては、選挙権年齢を十八歳とする理由につきまして、提案者から、若年層の政治的関心を高めるとともに、若者の声をより政策に反映させること、また、諸外国では十八歳以上としている例が多いことなどが挙げられていると承知しております。

○森山浩委員 その結果、十八歳で選挙権を得て、知事に、あるいは参議院に立候補するまでに十二年の差があります。十二年間は被選挙権はないけれども選挙権はある、こういう事例は海外ではございますか。

○大泉政府参考人 G7の諸国などの下院を見ますと、それほど大きな差はないということでございます。ただ、上院につきましては、アメリカでは、日本と同じように、選挙権年齢が十八歳で被選挙権年齢が三十歳、イタリアでは、選挙権年齢が二十五歳で被選挙権年齢が四十歳というふうな例もございます。この二つの国におきましては、十二歳以上の差が設けられていると承知しております。

○森山浩委員 選挙のないところもありますし、G7の中ではその三カ国、G7含め先進国系では三カ国ということでございますが、我々、被選挙権を五歳引き下げるといふ提案をこの法案の中でしております。判断力は十八歳でもあるんだとした中で、ぜひ五歳引き下げ、被選挙権の方もやっていきたいと思えますけれども、大臣、今の状態、十二歳もあいている、ほとんどそういう国がない中で、今の日本の状態をどのように感じでしょうか。

○石田国務大臣 今、選挙部長から答弁させてい

ただいたように、諸外国の例を見ても、選挙権年齢と被選挙権年齢は必ずしも一致していないなど、被選挙権年齢のあり方にはさまざまな考え方があるものと承知をいたしております。

我が国の被選挙権年齢については、過去の国会での答弁によりまして、社会的経験に基づく思慮と分別を踏まえて設定されているとの説明がなされてきたものと承知をいたしております。

被選挙権年齢は、当該公職の職務内容、選挙権年齢とのバランス等も考慮しながら検討されるべき事柄であると考えておりまして、いずれにいたしましても、被選挙権年齢のあり方につきましては、民主主義の土台である選挙制度の根幹にかかわるものでありますことから、各党各会派で御議論いただくべき事柄であると考えております。

○森山浩委員 引き続き議論してまいりたいと思います。よろしく願います。

○山口委員長 次は、後藤祐一君。

○後藤祐一委員 国民民主党の後藤祐一でございます。

まずは、昨日、新しい、五月一日からの元号が令和と決まったことを祝福したいと思っております。

その上で、法律論として少し確認をしておきたいので、内閣府から、きょう、審議官に来ていただいておりますけれども、今回、来週審議がされるのではないかと、今、皆さんのお手元にある参議院の執行経費基準法案も、施行日はことしの六月一日となっております、平成三十一年六月一日となっておりますが、新しい元号が令和と発表されたわけでございまして。これは直さなくてよろしいんですか、審議官。

○嶋田政府参考人 現在御審議中の法案の扱いにつきましてでございますけれども、昨日、政府におきまして、一応その取扱について考え方を整理させていただきまして、本日公表させていただいたところでございますが、法律と政令におきまして、平成を用いて改元日以降の年を表示している場合であっても、当該表示は有効として、改

元のみを理由として改正をするということとは行わないということ、それから、改元以外の理由によつて改正を行うような際には、当該法律案を、又は政令の全ての規定について改元を行う必要な改正をあわせて行うということ、ただし、改元のみを理由とする改正を行わないことによりまして支障を生ずる特別の事情がある場合は、個別に検討の上、所要の措置をとるものというふうな考え方を整理させていただいたものでございます。

○後藤祐一委員 いや、何を言っているかわかった人はほとんどいないと思うんですけども、要するに、直す必要はあるんですか、ないんですか。

○嶋田政府参考人 四月中におきましては、公とされる文書の中では、まず、改元、元号を改める政令というのは、元号が、皇位の継承があつた場合に改めるという元号法の趣旨がございまして、各府省が作成して公にする文書にはまだ平成というのはいりますけれども、その後、五月一日を越えまして施行される段階におきましては、公とされる文書は平成を新しい元号に変えるということ、よろしいのではないかとというふうに思料いたします。

○後藤祐一委員 つまり、四月中は、令和というものは、五月一日以降のことについても、四月中については公にする文書では変えない、五月一日以降は公にする文書では令和を使うという答弁だと、うなずいておられますからそういうことだと理解しますが、そうすると、この法律、五月一日以降、令和に直さなくていいんですか。

○嶋田政府参考人 五月一日の施行後に、確実にということであるならば、平成というのを新しい令和というふうな名前に変えるというののがよろしいのではないかとというふうに考えます。(後藤(祐)委員)「ごめんなさい、聞かえないです」と呼ぶ、済みません。

五月一日以降の施行ということでございますならば、それを新しい元号を用いて表記するということは構わないというふうに考えております。

○後藤祐一委員 この法律は、平成三十一年六月一日に施行すると書いてあるので、五月一日以降になって、この法律をもう一回改正する必要はないのでしょうかと聞いています。

○嶋田政府参考人 失礼いたしました。

五月以降の取扱いにつきましては、関係者において個別に検討の上、必要があれば所要の措置を講じていただくものではないかというふうに考えております。

○後藤祐一委員 必要があれば所要の措置を講ずるといふのは非常に重要な答弁なんですけど、これ、一つ一つの法律ごとにやるのは非常に手間がかかるので、五月一日以降施行されるわけですから、全ての法律で一括して、平成三十一年と書いてあるものは、五月一日以降については令和元年と読みかえる、以降、マイナス三十年ずつしていくという元号読みかえ一括法案を出すべきだという趣旨だと私は今の答弁を受けとめますが、出すべきだということではよろしいでしょうか。

○嶋田政府参考人 個別の法律の規定ぶり、それぞれにつきましては、単に平成を令和とするという場合以外に、例えば平成三十二年を令和二年にするとか、個別の年についていろいろ精査をしていく場合、あるいは元年をどういうふう書くとか、いろいろそれぞれの個別の法令ごとに具体的な内容を精査していただく必要があるというふうに考えますので、ここは一括ということではなくて、柔軟な対応をさせていただければというふうに考えているところでございます。

○後藤祐一委員 委員長も首をかしげていますが、個別に何か違う事情というのはいくつかありますが、少なくとも昭和を平成に読みかえる法律は出ていないんですね。それは何でなくて済んでいるんですかと聞いたら、それは、解釈上、誤解の余地がないからいいのだ、あえて読みかえる法律はなくていいのだ、解釈で済むのだという事務方の説明を伺っておりますが、今の御答弁ですと、ちよつとその解釈が変わつてきているというところなのかなと思います。

一括法で何か困ることがあるところがあるんですか。何かあるんだしたら、具体的に言ってください。今の答弁はちよつとよくわかりません。

逆に、そういう曖昧なところがあるんだとする、今まで、昭和を平成での読みかえのところは、解釈上、誤解の余地がないからという説明を受けてきましたが、そうじゃなくなる、微妙な場合があるような話になってしましますが、どういうケースのことを言っているんでしょうか。

○嶋田政府参考人 事情は、昭和から平成にかわつたときと変わつておりませんで、先生おっしゃりますように、平成を令和に読みかえるべきというような御指摘でございますけれども、改元日以降の時点が平成のままで記述したとしても、その時点が他の時点にかわるというような紛れはございませんので、例えば平成三十二年として、その規定は依然有効であり続けるというふうに考えておるところでございます。そちらを要するところ、ほかの改正とともに変えるということであるならば、それは平成を令和というふうに変えるというように一括処理されてはどうでしょうかという御提案でございます。

○後藤(祐)委員 一括法を出しましょうよ。政府から出したらいかがですか、五月一日以降、政府が出せないのであれば議員立法でもいいですから、これは一括で読みかえるという法案を私は出すべきだというふうに思いますが、今の御答弁ですと、それは望ましいかのような答弁だったと理解します。

それでは、次に行きたいと思えます。

先ほど、森山議員から被選挙権を引き下げる質疑がありました。我々国民民主党も、立憲民主党と無所属の会、社民党とともに、昨年の十一月二十二日に、それぞれ五歳、被選挙権を引き下げる法案を出しております。

この被選挙権を五歳、あるいはそれ以上という手もあるかもしれませんが、何らか引き下げるということについて、何か不都合なところがあるんでしょうか、大臣。ちよつと、もうこれは一回でや

りたいんで、大臣にお願いします。

○大泉政府参考人 被選挙権を引き下げる法案が出てくることは承知しております。

基本的には、国政や地方行政を担う者としてふさわしい人材が選ばれるということでございますので、先ほど説明申し上げましたとおり、我が国の被選挙権年齢につきましては、過去の国会答弁などによつて、社会的経験に基づき思慮分別を踏まえて設定されてきているということでございます。それを踏まえての規定であるというふうに承知しております。

仮に、被選挙権年齢を十八歳以上に、二十歳よりも更に下げるといふようなことになりましたら、これは選挙運動違反をしたときの罰則の取扱いなどについての法制的な検討をする必要が出てくると考えられます。

○後藤(祐)委員 まあ、選挙権以下に下げるといふ議論はないと思いますが。

大臣、先ほどの答弁でも、思慮分別が必要だとかが相当の経験が必要とか、いろんな御説明がありましたけれども、これは政治家で、被選挙権をまさに行使して政治家にならなければならないわけですから、大臣の政治家としての御見解を伺いたいと思えますが、被選挙権を引き下げることに反対ですか。

○石田国務大臣 これは、今まで国会での議論がなされてきたわけでありまして、先ほど答弁させていただきましたように、やはり、社会的経験に基づく思慮と分別を踏まえて設定されているというふうな説明がなされてきたわけでございますし、公職の職務内容、選挙権年齢とのバランス、こういうことも考慮しながら検討されるべきということも指摘がされているわけでございます。この被選挙権年齢のあり方というのは、本当に、先ほども申し上げましたけれども、民主主義の土台である選挙制度の根幹にかかわるものでありますから、大臣として個別のコメントは控えさせていただきますかと思つておりまして、各党各会派では十分に御議論いただくべき問題だと思つており

ます。

○後藤(祐)委員 各党各会派で合意すればいいということですね、そうしますと。ぜひこは、与党の皆様方の御見解もいろんな場で伺つていきたいと思ひます。

続きまして、選挙本番期間中の個人ピラについてお伺いしたいと思います。

今まさに統一地方選の真っ最中でございますが、県議会議員、政令市議会議員、市議会議員は、この選挙から個人ピラが解禁となりました。まず、大臣にお伺いしたいと思います。

この個人ピラの解禁、選挙の現場では、候補者の見解がわかるようになって非常にいいことではないかと好意的な声を、私は直接、何回か聞いておりますけれども、大臣、この個人ピラの解禁、私はよかったことだと思いますが、大臣、どう思ひますか。

○石田国務大臣 私も、県議会、市長、いろいろ選挙を経験させていただきましたけれども、そういう方法があつて、手段があつていいというふうには思つております。

○後藤(祐)委員 ところが、町村議会議員にはまだ認められておりません。これはなぜ認められていないんでしょうか、選挙部長。

○大泉政府参考人 お答え申し上げます。

地方公共団体の議会の議員の選挙運動におけるピラにつきましては、各党各会派の議論を経まして、委員長提案により、全会一致で平成二十九年六月に成立をいたしましたところでございます。それによりまして都道府県及び市の議会議員の選挙においてピラの頒布が認められました。

一方、町村議会の議員の選挙につきましては、供託金が不要とされていることなど、他の選挙との違いなどが各党各会派の議論の中でも考慮されたため、選挙運動ピラの配布が解禁されていないというふうになったものと承知しております。

○後藤(祐)委員 供託金制度がないから町村議会選挙は個人ピラが認められないというのは、これは論理が飛躍していると思ひます。

例えば、これは公費負担との関係だと思ひますが、公費負担なしにすれば、供託金制度があるかないかは関係ないと思ひますが、選挙部長、いかがでしょうか。

○大泉政府参考人 今認められております選挙運動用ピラにつきましては、国政と同様に、供託金があつて、供託金が没収されない方について公営するといふような仕組みでございますので、それ以外の、供託金がなくても公営するということであれば、また新しい制度ということになると思ひます。

それにつきましては、ピラの頒布などについて、やはり選挙運動のあり方でございますので、各党各会派において御議論いただくべき課題であると考えております。

○後藤(祐)委員 今ちよつと質問と違つたことを答えていますよ。

個人ピラの配布を、公費負担なし、公営の対象でない形にすれば、供託金制度はなくても関係ないんじゃないんですかという質問です。

○大泉政府参考人 公営につきましては、済みません、その部分につきましては例えば首長のピラでしたら、町村長につきましてはピラが認められておりますけれども、これにつきましては、公費の部分には、公費負担、選挙公営はございません。

町村議会議員につきましては頒布自体が認められていないということでございますが、それは立法政策でどこをどうやるかということになってくると思ひます。

○後藤(祐)委員 つまり、公費負担なしにすれば、供託金制度のない町議会、村議会選挙でも個人ピラを可能にしても、それは単に立法政策の問題であつて、選挙制度上何らかの困ることはないという理解でよろしいですか。

○大泉政府参考人 実際、町村長の選挙におきましてはそういうされておりますので、公費がなければ、そういう判断もあると思ひます。

○後藤(祐)委員 ぜひ、与党の先生方、今お聞きいただいていたでしょうか。これはもう立法政策

の問題です。制度上の問題は全くないというところが今選挙部長から明らかにしましたので、ぜひ今後、今回の、市議選まで認められた個人ピラが、選挙において、特に有権者にとってどういう効果があったかということとはよく各政党御検証いただいたいて、町議会、村議会はなぜ認められないのかということにこれからなつてくると思いますので、大臣の政治家としての御見解を伺いたいと思います。これは町村に対する差別的取扱ひでもあるんです。ひどいじゃないですか。しかも、これは有権者からすると、実際、公営掲示板のポスターを見て、あるいは隣の人から言われたとか、そういう選挙なわけですよ、現実には、皆さん御存じのように。

ピラがあつてようやく、ああ、この人はこういう主張なんだというのがわかる面はやはり多分にあると思うんですね。それが町村議会だけ認められていないというのは、私は、差別的で、余りよろしくない状態にあると思いますし、制度上の問題はなくて、立法政策の、要は法律で決めさえすればいいだけの話だということでございますので、大臣、これはやるべきじゃないでしょうか。

○石田国務大臣 この法改正がなされたのは、御承知のように、各党各会派の議論を経て、衆議院の倫選特の委員長提案により全会一致で成立したものでございまして、やはりそのときには、ピラの頒布についてのいろいろなお考えがあつたのだらうというふうに思っております。

私も、町村議会議員さん方の選挙状況も見ておりまして、いろいろな御意見があり得るなどというふうに感じておるわけですが、いずれにいたしましても、議員がそういう御指摘のようであれば、それは各党各会派でもう一度御議論いただくということになるんだらうと考えております。

○後藤(祐)委員 ぜひこれは、町村議会だけないというのは、その有権者にとって大変よろしくない状態だと思いますので、与党の先生方もぜひ御検討いただければなというふうにお願ひ申し上げます。

げたいと思います。

この個人ピラについては、今皆さんも現場で使われていると思いますが、配れる場所が大変限定されております。個人演説会の会場あるいは街宣車のところ、事務所といったところ限定されていて、ポスティングだとかそれ以外の場所では配れません。ただ、新聞折り込みは可能というのには非常によくわからない頒布場所の制限だと思ふんですが、証紙つきなわけですから、枚数限定されているわけですから、配る場所を余り限定する必要はないのではないかと思いますけれども、何でもこれを限定しなきゃいけないんでしょうか、部長。

○大泉政府参考人 御指摘のとおり、選挙運動用ピラの頒布方法につきましては、新聞折り込みのほか、選挙事務所内における頒布、個人演説会の会場内における頒布、街頭演説の場所における頒布に限られているところでございます。

これは、国政選挙においてピラの頒布が解禁された昭和五十年の公職選挙法改正の際に、当時の選挙においては大量のピラが無秩序に街頭等に氾濫していたこと等に鑑みまして、頒布方法に一定の秩序を設ける必要があると考えられたというふうなことがあつたと承知しております。

また、新聞折り込み以外の具体的な方法を考えるに当たっては、郵送による頒布につきましても金はかかり過ぎる、あるいは大量のピラの頒布は郵送業務上問題があるというふうなことが言われておりました。また、無差別の街頭頒布につきましても、公費負担によるピラの頒布方法としては適当ではないのではないか、あるいは、各戸配布は、戸別訪問の禁止規定がある以上、戸別訪問防止の新たな有効な担保がなければ容認できないのではないかとというような議論があつた結果、現在の頒布方法となつたものと承知をしておるところでございます。

○後藤(祐)委員 確認団体ピラはどれだけ配つてもいいんですよ、どこで配つてもいいんですよ。今の理由で、大量のピラが町じゅうにある

のは望ましくないって、確認団体ピラはいいんですよ、そうしたらという話になつてしまふわけですか。

唯一、今の答弁で少し理由があり得るかなと思ふのは、戸別訪問を誘発するのではないかとというような話は、確認団体ピラを戸別に行つて渡してはいけないんですか。

○大泉政府参考人 戸別訪問につきましては、選挙運動に戸別訪問することは禁止されておりますので、そつちの規制には服します。

ただ、確認団体の、これは政治活動用のピラということでございますので、頒布方法につきましては、国又は地方公共団体が所有、管理する建物での頒布は禁止されておりますが、それ以外には禁止されておられません。

選挙運動につきましては、候補者の公平などの観点から、人的、物的な資源の中で争うというふうなことも考えられているものだと考えております。

○後藤(祐)委員 確認団体ピラを配れるところだったとしても配れるわけですけども、個人ピラを配れない理由は余り、今の話を聞くとないわけですね。なので、まずこの場所の制限をやめましようよ。ちよつと、与党の先生方もぜひ、不便だと思ふところが現場であると思ひますので、御検討いただきたいと思ひます。

もう一つあるのは、枚数の制限であります。

初日に大量のシールを張るのが、私も手伝いましたけれども、大変だ。そもそもこの制限をやめてしまつたらいけないのかということ、お金を持っている人が有利じゃないかという御批判もあるかもしれないので、仮にどうしても制限を残すとしても、ちよつと今の上限というのは非常に非合理的な部分がありまして、というのは、政令市長選というのは一律七万枚なんです。横浜市の人口は三百七十四万人いるんですけども、七万枚しかない。人口の二%以下の人にしか届かないんですよ。これはいかがなものかと思ひますし、例えば町村長選挙は個人ピラの上限は五千枚

ですけれども、青ヶ島村は百七十八人しかいない。だから、せめて、青ヶ島村を下げるというつもりはありませんで、人口だとか世帯数だとかに何らか応じた形で上限をもう少し上げる形にしないと、横浜市で横浜市長選挙の個人ピラを見るのはもう宝くじに当たつたような状態であつて、これはいかなるものかなというふうに思ふわけです。

私としては、もう証紙を張るという大変さを考えても、要は、無制限にするとお金のない人が不利、お金のない人は多分証紙を張るのも難しい状態にある場合が多いでしょうから、そうでもないかもしれないけれども、これは、いろいろな立候補者の意見も聞いて、できればもう制限なし、制限があるにしても、もう少し人口、世帯数を踏まえた上限を上げるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○大泉政府参考人 結論をいたしましては、やはり、ピラの頒布の枚数の撤廃を含めまして、ピラの頒布方法をどのように認めるかということにつきましては、選挙運動のあり方の本論でございますので、各党各会派において御議論いただくべき事柄とは考えております。

また、今、ピラは公営でございますので、頒布方法がふえた場合において選挙公営がどうなるのか、あるいは、選挙運動費用自体がふえるのではないかとというようなことについての論点があると思ひます。

○後藤(祐)委員 もちろん、無制限にする場合は公費負担はなしの方が当然いいと思ひますので、そこはぜひ、両方の場合を含めて各党間で議論をしていきたいと思ひます。

続きまして、期日前投票に行きたいと思ひます。皆さんのお手元の一つ配らせていただいておりますが、期日前投票のときは宣誓書というのを書かなきゃいけなくて、これは立川市の例なんですけれども、一、二、三、なぜか五、六となつていて、どれかに丸をつけてくださいと。要は、事由、何でも当日行けないんですかという理由を丸を

つけなければいけません。

もうこれは要らないんじゃないんですか。というのは、実際、これは何で四が抜けているのか、不思議ですよね。四は交通不便な島などというやつで、立川市にはそんなところがないから抜けているんですけれども。

というのは、実績があつて、直近の二〇一七年の秋の衆議院選挙は、台風が予想されていたこともあつて、期日前投票が二千三百三十八万人という大変多い方が期日前投票をしましたが、物すごい待ち時間が発生したというのは皆さん御存じのとおりだと思います。資料の二枚目、めくっていただきますと、二時間以上待ったところが二十一カ所ありまして、その理由を聞くと、宣誓書を受付で記入させた三カ所、三カ所だけなのかどうかわかりませんが、少なくとも、この宣誓書を記入させるということで、一つの手段として大変な数の方が、二百万人ですからね、の処理をしなきゃいけない。ですが、これを聞く実益ってもうほとんどないと思うんです。

これは部長にお伺いしたいんですが、もうこの実益って何ですか。この宣誓書で当日行けない理由を示さなきゃいけない実益って何ですか。逆に言うと、期日前投票に行きました、このどの理由でも私はありません、当日に行くのは何となく嫌だからきょう来たんです、きょう暇だから来ましたが、どの理由でもありませんと言ったら、期日前投票は拒否されちゃうんですか、部長。

○大泉政府参考人 現行の選挙制度は、選挙期日の公示又は告示の日に立候補の届出をしまして、候補者が選挙運動を行ってきまして、選挙人に投票を行うに当たつての情報を提供した上で、最後に選挙人が投票日当日に投票を行うという流れを基本としておりますので、あくまで期日前投票、また、かつてからありました不在者投票がありますけれども、これにつきましては例外的投票というふうなことでございます。

それで、現実的、現実的といいますが、理論的に申しますと、先ほどの期日前投票事由がない方

につきましては期日前投票はできないというようなことになります。

かつて、平成八年まで選挙無効の判決が最高裁で出たりしておつたんですけれども、かつては不在者投票でございましたけれども、その事由を十分に聞かなかつたということだけで選挙無効にされたような例が散見されたことでございます。もう二十年ぐらいがたつておるんでございますけれども。

そういうような建前のもとで制度は設計されておりますので、実害は、私どもも期日前投票にどんな行つてくださいますかというように奨励しているようなところもございまして、実害的にはなくなつてきているという、低くなつてきているということは言えるかもしれないけれども、先ほど、最初に申し上げました選挙の構造、公示の日から選挙運動を行つて、それに最終的に選挙人が判断をするというように構造でございまして、で、例外的投票ということで、期日前投票事由は必要であると考えております。

○後藤（祐）委員 配付資料のページ目に条文が書いてあるんですけれども、今の部長の答弁にも明らかなように、建前であつて、実害はなくなつてきているとまでおっしゃつていただいたのは大変ありがたいんですけれども、法律上、配付資料の一番上、公職選挙法第四十四条に、選挙の当日、投票しなければならぬという義務が課されておると。それを四十八条の二で、四十四条第一項の規定にかかわらず、行わせることができるという、大変上から目線の条文になつていて、ありまして、この法律の条文がこういう構造になつていて原則例外なんだ、だから難しいんですという答弁です。

つまり、条文がこうなつていてから宣誓書がある。それ以外に実害をもたらすような理由はないということですから、これこそ政治が決めることじゃないですか。実際、二時間も待っているところ、こんな書いて、待つていた人が、よく見てみたら、こんなことを書かせるために待たされた

のか俺たちは問題が日本じゅうで起きているわけですよ。実際、それで苦情を言われる役所の人の身にもなつてみてくださいますよ。一番無駄だと思つていのは役所の人ですよ、多分、投票所を管理されている方々。

それは、何でこんなことになつていんだと今聞いてみたら、条文がそうなつていから以上の理由はない、実害はないんですよ。逆に、残している実害が発生しているんですよ。

大臣、これはやはり決断すべきときだと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○石田国務大臣 先ほど選挙部長から答弁させていただいたように、これは、今は、あくまでも期日前投票制度は、現行法上の例外的な投票制度でございまして。そういう意味で宣誓書等の提出を必要としているところでございまして。

これを、期日前投票について、投票日当日と同様に一般的に行うことができるとした場合には、またそれなりのいろいろな課題が出てくるわけがあります。例えば、選挙運動が十分行われる前に一般的に投票が行われることをどう考えるかとか、あるいは、今よりも多数の投票所を設置しなければならなくなるのではないかと、また、投票時間も延長することになれば、コストの増大が見込まれるのではないかと、このさまざまな議論があり得るわけでございます。

私も市長を経験しておりましたけれども、この期日前投票、小さな町の選挙管理委員会の職員にとつては結構な負担になつていのは事実であります。選挙の準備の仕事をしなければいけない一方で、毎日投票所を開設して、そこにきていただく方への対応をするという、これは直接私も職員の方から、これは大変なんだという話を聞いたことがありますけれども、そういうような問題もあるわけでございます。

今、議員御指摘のような状況も出てきているというところであれば、投票日のあり方の見直しあるいは投票の、どうあるべきか等々について、これはもう選挙の制度の根幹にもかかわりますので、

やはり各党各会派で御議論いただくべき課題であるうと考えております。

○後藤（祐）委員 ぜひ、各会派の皆様、やりましようよ、これ。

無理を市町村にさせるつもりは全くありません。今まで以上に期日前投票所を開くのが難しいところは、それは市町村の御判断ですから、何もそれをふやさないでもいいと思います。ですが、宣誓書をなくして困る人はいないということが今明らかになつたので、それはやめましようよ、各市町村の負担も減るわけですから。

だから、単に宣誓書をなくせばいいんです。この四十八条の二の一号以下のやつをなくして、条文をちよつと変えるだけにしておいて、余計なこと、それ以上いじらなきゃいいわけですから、ぜひそれはやりましようよということを各会派の皆様にも呼びかけさせていただきます。

最後、ネット選挙運動について聞きたいと思ひます。

今、SNSでは、選挙本番期間中、未成年の方はちよつと別としますと、成年の方はどんなことを書いてもオケーということになつていますが、メールの場合は制約がございまして。候補者、政党等が受信に同意した相手に対して行う場合に限りましてありますが、今やSNSでメールとほぼ同じことができてしまいます、皆さん御存じのとおり。LINEでもそうですし、フェイスブックのメッセージなんてものは、お互い友達関係になつていなくてもメッセージを送ることができまうので、もはやこれはメールと変わらないようなメッセージを相手に伝えることができてしまつていくわけですね。これは完全に自由です。ですが、メールは非常に制約があるというの、もはや法律がネットの現状に追いついていない状態だと思ひますが、メールによる選挙運動を全面解禁しない理由は何でしょうか、部長。

○大泉政府参考人 平成二十五年に成立しましたインターネット選挙運動に係る公職選挙法の改正につきまして、御指摘の点につきまして、各党各

会派による御議論を経て行われたものでございます。インターネットの選挙運動解禁に当たつてのガイドラインや解禁後の課題等の検討を行う場として各党協議会が設置され、議論がなされてきたものと承知しております。

その結果、議員立法により提出された公職選挙法改正案につきましては、選挙運動用メールの頒布につきまして、密室性が高く、誹謗中傷や成り済ましに悪用されやすいこと、複雑な送信規制等を課しているため、一般の有権者が処罰され、さらに公民権停止になる危険性が高いこと、悪質な電子メールにより、有権者に過度の負担がかかるおそれがあることなどから、送信主体を候補者、政党等に限定して立法化したというふうに承知しております。

こうした経緯に鑑みまして、候補者、政党以外の一般の選挙人の電子メールによる選挙運動の解禁につきましては、やはり、選挙運動のあり方にかかわる問題でございますので、各党各会派において十分御議論いただき課題であると考えております。

○後藤(祐)委員 時間が来たのでこれぐらいで終わりにしますが、その懸念は、もはやフェイスブックのメッセンジャー始めSNSでも同じように起きているのにもかかわらず、現実の選挙運動でこういったものが使われて非常に問題になっているというのであれば、むしろそっちを規制しなきゃいけないかもしれない話ですが、そうはなっていないから、この選挙にも使えるわけですか。

ぜひ大臣、これは最後にしますが、SNSで可能なわけですから、メールも解禁すべきではないでしょうか。橋本先生もこの問題に取り組んでこられたわけですし、与党の先生方でもいろんな御意見があると思いますが、最後に大臣の御見解を伺いたいと思います。

○石田国務大臣 これは、先ほど選挙部長から申し上げましたように、法制定の段階でもいろいろ御議論があったわけでございますし、また、いろ

いろな懸念についても出ていたわけでありまして。今議員御指摘のように、その問題は解決しているという御意見もあるかとも思いますけれども、いづれにいたしましても、これは、選挙運動、非常に重要なあり方の問題になると思いますので、ぜひ各党各会派において御議論いただきたいと思

います。

○後藤(祐)委員 終わります。ありがとうございます。

○山口委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。きょうは、選挙制度について大臣にお尋ねをいたします。

最初に、住民票を異動していない、ひとり暮らしの学生等の選挙権の問題についてです。

二〇一六年に選挙権年齢が十八歳に下がってからことは三回目の国政選挙、参議院選挙が行われます。十八歳選挙権が施行されることで、選挙人名簿に記載されない事態を排除するため、旧住所で投票できるよう、法律が制定されました。

一方、住民票を異動せずひとり暮らしをしている学生などが選挙権を行使できないことが当初から問題となっていたわけでありまして。

十八歳選挙権施行当時の明るい選挙推進協会、明推協の調査ですが、高校卒業後、親元を離れて進学した短大生や大学生、大学院生等で住民票を移していないと答えたのは施行前の一五年六月は六三・三%、参議院選挙の直前の一六年六月でも六二・四%でした。総務省が一六年十月に行つた十八歳選挙権に関する意識調査でも五六・四%が移していないという結果でした。徐々に減っているとはいえず、過半数のひとり暮らし学生が住民票を異動しておりません。

明るい選挙推進協会の一七年総選挙時の調査によれば、引越越しをしたら住民票を異動させなければならぬことを全体では九五・二%の人が知っていました。十八歳から十九歳の場合は六七・六%と、他の年代に比べて低い結果となっております。また、住民票を移してから三カ月以上住

んでいなければ現在住んでいる市区町村で投票できないことを知っているかどうかという問いに対して、全体では五三・五%の人が知っていたと回答していますが、十八歳から十九歳は二〇・六%、二十歳代は二九・二%と、若年層の認知率が低いということでした。

大臣にお尋ねをいたします。

この春、大学などへの進学でひとり暮らしを始める学生もいます。もう高校を卒業した方たちも多いわけで、ひとり暮らしの学生などの住民票の異動をどのように促しておられるのか、お尋ねします。

〔委員長退席、橋本委員長代理着席〕

○石田国務大臣 住所は各人の生活の本拠をいうものであり、引越越しをした場合には当該生活の本拠のある市町村に住民票を移していただくことが必要となるものであります。

また、このような場合については、住民基本台帳法の規定によりまして、引越越し前の市町村において転出届の提出を行い、引越越し後、引越越し先の市町村へ転入届を行うこととされておりま

す。

進学等で市町村の区域外へ住所を移すこととなる高校生等に対しましては住民票の適切な異動について周知を行うことは重要と考えておりまして、このため、総務省といたしましては、周知用リーフレットを作成をし、選挙管理委員会を通じて高校や大学に配布するとともに、文部科学省に対して、高校における卒業時や大学等における入学時のオリエンテーション等の機会を通じて、住民票の適切な異動について周知を依頼をしているところであります。

また、文部科学省と連携をし、作成、配布している政治や選挙等に関する高校生向けの副教材におきまして住民票の適切な異動について制度解説やQ&Aで記載し、教育現場で活用いただいているところでございます。

引き続き、各選挙管理委員会や文部科学省等とも連携をして、住民票の適切な異動について周知

に努めてまいりたいと考えております。

○塩川委員 必要なりリーフレットの作成ですとか、大学におきましても文科省と連携もしながらオリエンテーションの機会に周知をする。これは、我が党の穀田議員が一六年の三月の当委員会で、大学側が新入生に新住所に住民票を異動したかどうかを確認する方策を考えてはどうかということ提案をしたという点でも、入学式やオリエンテーションの機会に周知を図っていくという点での取組を更に進めていただきたいと思います。

それでは、住民票を異動していないひとり暮らしの学生らの投票権はどうなっているのかということ、各選挙において、住民票を異動させずに遠方に進学した学生の投票を認めないケースがあります。

総務省が全市区町村を対象に、選挙人がその市町村の住民であるかどうかを確認する居住実態調査に係る状況把握の調査を初めて行ったと聞いております。

総務省にお尋ねしますが、二〇一七年の総選挙において居住実態調査を行った市区町村選挙管理委員会とはどれだけで、うち選挙人名簿から抹消した選挙はどれだけか、選挙人名簿に登録されなかった、又は抹消された者の人数はどれだけか、お答えください。

○大泉政府参考人 お答え申し上げます。市町村によって、居住実態調査の実施の有無あるいはその結果の取扱いが異なるなどの指摘等がありましたので、平成二十九年の衆議院議員総選挙に際しまして、市町村の選挙管理委員会における居住実態調査の実施の有無、あるいは住民基本台帳部局との連携などにつきまして、対応状況を平成二十九年十二月に調査をいたしました。

その調査の回答でございますが、その年の衆議院議員総選挙に関しまして、全国で四十団体が居住実態調査を実施しておりまして、そのうち、選挙人名簿に登録しなかった又は選挙人名簿から抹消した者は、三十団体で三千四百六十二人ありました。

〔橋本委員長代理退席、委員長着席〕

○塩川委員 二〇一七年の総選挙において、住民票を異動していないという理由で登録しなかった、抹消した、そういう人が三千四百六十二人、選挙権行使できないということになったわけであります。

北海道の旭川市選管が、少なくとも一九九三年以降、実家から離れて市外で暮らす学生らに不在者投票はできないと誤った説明を行っていたことに對して、北海道選管が不適切だと是正を指導した件もあります。

大臣にお尋ねしますが、国政選挙において、選挙権を有しているにもかかわらず、選挙権行使できるかどうか各選管の対応によってばらばらであるというのが実態です。同一の選挙でありながら、これでいいのかということも問われます。今回の参議院選挙で、このようなひとり暮らしの学生の選挙権行使を保障するため、どのような対策を講じるのか、このことについてお答えください。

○石田国務大臣 市町村によって居住実態調査の有無や結果の取扱いが異なるなどの指摘がございまして、総務省において実態調査を行った点については、今選挙部長から答弁させていただいたとおりであります。

居住実態調査を行った団体の中には、選挙管理委員会と住民基本台帳担当部局との間で十分な連携が図られておらず、その結果、住民票が残ったままいずれの団体の選挙人名簿にも登録をされずに投票の機会が得られなかった事例があったことが課題として明らかになったところであります。

最高裁判決におきましても、選挙に関して住所は一人一カ所に限定される旨述べられていることを踏まえ、選挙管理委員会が居住実態について調査を行う場合には、同一自治体の住民基本台帳担当部局との十分な連携、調整を行うよう、平成三十年三月に通知したところでございます。

総務省としては、この夏の参議院選挙に向けても、選挙人がいずれかの団体で投票の機会が得られ

れるよう、平成三十年通知の趣旨を周知してまいりたいと考えております。

○塩川委員 通知の話がありましたが、登録されなかった又は抹消された者が三千四百六十二人いたことに触れて、「このことは、選挙人がいずれの選挙人名簿にも登録されなくなるおそれにつながりますが、選挙権は国民の基本的な権利であり、投票の機会が得られるようにしていくことに留意することが必要だと指摘をしています。

住民票異動の周知徹底は当然として、国政選挙は、一定の年齢を超えた日本国民が選挙権を有しているのであって、住民票がある市町村に長期不在であっても投票権が奪われるようなことがあってはならないわけです。

実際、この間の法改正によって、在外投票制度や洋上投票制度など、当該市町村内に住民票があれば選挙人名簿に登録され、長期間不在であっても投票機会を保障する制度が創設をされてきたわけです。

選挙権を保障する立場から、選挙権を有しているにもかかわらず、住民票を異動していないからといって選挙権行使が認められない事態を解消する必要がある、この点では大臣も同じ考えだと思

うんですが、いかがでしょうか。

○石田国務大臣 先ほどの調査によっても、やはり、選挙管理委員会と住民基本台帳担当部局との間の十分な連携が図られていないということが大きな原因の一つだろうと考えておりますので、しっかりとこの辺の解消、周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

○塩川委員 選挙権がしっかりと行使できる、そういう方向での対応ということで強く求めておきたいと思ひます。

次に、供託金についてお尋ねします。

今、統一地方選挙の前半戦が行われている最中ですが、日本国憲法は、国民主権、議院制民主主義の基本理念のもと、主権者たる国民が政治に参加する手段として選挙制度を位置づけております。また、地方自治は、選挙によって住民の意思

が示されることで、住民の意思に基づき、自治体みずからの意思と責任を持って役割を果たしていくことを明記しております。憲法上の権利行使にとつても、住民の意思を議会、首長に反映した地方自治を行うためにも、選挙が重要であることは言うまでもありません。

総務省にお尋ねしますが、二〇一七年七月に公表された総務省の地方議会・議員に関する研究会報告書では、意欲ある人間の立候補を促進する環境整備として、供託金について何と書かれているでしょうか。

○北崎政府参考人 お答えいたします。

地方議会・議員に関する研究会は、地方議会議員をめぐる選挙のあり方について、各方面での幅広い検討に資するため、十名の有識者の方々に純粹に学術的な見地から御議論いただいたものでございます。

この研究会の報告書では、地方議会議員としての立候補を促進する環境整備に関する議論の中で、供託金について、その制度趣旨については、悪質な立候補を抑制し、立候補について慎重な決断を促すこと、候補者の乱立を防止することとされ、合理性、必要性がある制度として運用されている。また、地方議会議員の選挙については、そうした懸念が少ないことから設けられていない。

一方で、地方議会議員の選挙の現状等を見ると、市議会、県議会を通じて、供託金没収率はかなり低いことから、具体的な選挙の乱用懸念がある場合には、個々の状況に応じて適切な対策を講じるべきであり、現在の地方議会選挙の状況に照らせば、一律に供託金を課す必要性は低下しているとの指摘があった。また、注記をいたしまして、供託金にかわる制度として、外国では立候補に当た

り一定数の選挙人の署名を必要とする制度があるが、我が国では、少なくとも現行制度では個人立候補主義として、少なくとも署名数と防止効果や事務負担等の関係等を考慮して検討する必要があるとの指摘もあったと記載されているところでござ

います。

有識者の方々から、それぞれの問題意識に基づき御提言をいただきましたが、地方議会の選挙制度は、地方自治制度のみならず、民主主義の根幹にかかわる問題であることから、各方面での検討に際し、参考になればと考えているところでございます。

○塩川委員 答弁で、地方議員の選挙で供託金が設けられていないとあったんですけれども、町村議会議員の選挙ということですね。

○北崎政府参考人 お答えいたします。

はい、町村議会議員の選挙でございます。

○塩川委員 今紹介してもらいましたように、この研究会報告では、一律に供託金を課す必要性は低下をしているという指摘がされています。

重ねてお聞きしますけれども、一連の選挙で供託金がどうなっているのか、衆議院、参議院、知事、都道府県議、政令指定都市の市長、市議、一般市長、市議、町村長の一九五〇年公選法制定時と現在の供託金額を説明してください。

○大泉政府参考人 お答え申し上げます。

各選挙における供託金につきましては、昭和二十五年の公職選挙法制定当時と現在とでは、制度や物価水準などに相違があるために、一概に比較はできないと思ひますけれども、機械的に金額を申し上げますと、衆議院議員選挙につきましては、昭和二十五年当時、三万円でございますが、現在は、小選挙区選挙三百万円、比例代表選挙が六百万円となっております。

参議院議員選挙につきましては、昭和二十五年当時、やはり三万円でございますが、現在は、選挙区選挙が三百万円、比例代表選挙が六百万円となっております。

都道府県知事選挙につきましては、二十五年当時、これもやはり三万円でございますが、現在は、三百万円となっております。

都道府県議会議員選挙につきましては、昭和二十五年当時、一万円でございますが、現在は、六十万円となっております。

一万五千元でございましたが、現在は、指定都市の市長選挙が二百四十万、一般市の市長選挙が百万となっております。

市議会議員選挙につきましては、昭和二十五年当時、五千元でございましたが、現在は、政令市の議会議員選挙が五十万円、一般市の議会議員選挙が三十万円となっております。

町村長の選挙につきましては、昭和二十五年当時、供託金はございませんでしたが、現在は、五十万円。

町村議会議員につきましては、いずれも供託金はございませんで。

〇塩川委員 物価の違いとかの話がありました。が、物価は三百倍には別になっておりませんで、どんどんどんどん上がる一方というのが供託金でした。

衆議院の小選挙区、参議院の選挙区、知事では三百万円、衆議院の比例、参議院の比例は名簿登載者一人当たり六百万円ということで、国際的に見て、こんなに高い供託金を取っている国はありません。OECD加盟国で見ると、供託金制度そのものがない国の方が多いわけで、主要国でいうと、アメリカ、フランス、ドイツ、イタリアは供託金がありません。イギリスの下院は供託金がありますが数万円で、カナダでは、二〇一七年に違憲判決があり、既に供託金を廃止をしております。

石田大臣、世界の状況を見ても、日本の供託金は余りにも高過ぎると思うんですが、お考えはいかがでしょう。

〇石田国務大臣 金額の多寡については、これは今までもずっと積み重ねてきて改正を重ねられてきたものだと思っておりますけれども、今、一方の御趣旨で、やはり、なり手不足の問題とかいろいろな議論をされている中では、改めて議論をするということも意味のあることではないかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、しかし、これも非常に選挙制度の根幹にかかわりますので、やはり基

本的には各党各会派でしっかりと御議論いただく問題だと考えております。

〇塩川委員 我が国の供託金制度は、選挙公営による候補者に対する公費投入がある以上、単なる売名目的の候補者の乱立を防ぐためとして制度が継続されてきました。国際的に見て極めて高い供託金制度が事実上自由な立候補を制約する極めて非民主的なもので問題であると、我が党は抜本的見直しを一貫して求めてきたわけですね。

今回の都道府県議選、市議選から選挙運動用のビラ頒布が解禁となりましたが、町村議選のビラ頒布は禁止のままで、その理由が、供託金制度とリンクさせ、公費負担がないということでした。乱立防止のためと巨額な供託金を課し、供託金を払っていないからと候補者の選挙運動に制限を加えるというのは、これは間違っているんじゃないでしょうか。

二〇〇八年には、自民党提出の供託金引下げ法案というのが衆議院を通過しております。金を持つている人でなければ選挙に出られない、供託金が立候補阻害要因となっていることも見直していかなければいけないと思うんですが、大臣、改めていかがですか。

〇石田国務大臣 先ほど御紹介いただいた供託金の引下げの議論については、私もたしか参加させていた記憶がございますけれども、いずれにいたしましても、いろいろと議論がされている中で、やはり、どなたでも立候補しやすい形にしていくというのは非常に重要な観点ではないかなと思っております。

ただ、先ほど申し上げましたけれども、これは根幹にかかわる問題でございますので、やはり各党各会派で御議論いただくべきものと考えております。

〇塩川委員 今話もありましたように、選挙制度が議会制民主主義の土台であって、国民、有権者の参政権にかかわる問題であるという点でも、全党全会派参加のもとで議論をすべき課題であり、ぜひ協議を呼びかけたいと思います。

以上で終わります。

〇山口委員長 次に、浦野靖人君。

〇浦野委員 日本維新の会の浦野靖人です。

きょうは、一問目は、政党交付金使途等報告書についてお伺いをします。

これは実は、我が党の丸山穂高が指摘をしているわけですが、閲覧のみが規制をされ、これは大泉さんが答弁をされているんですけれども、インターネット公表について、閲覧のみが規定されていて、写しの交付というのが規定されていないんですね。で、これに対応できる、この処理を行っているPDFに対応できる、閲覧ができる、可能なブラウザというものが実はインターネットエクスプローラーだけだということなんです。

このインターネットエクスプローラーというのは、製造元のマイクロソフトですらもう使うのはやめてねと言っているブラウザなんです。今、違うのに切りかえてくださいというふうに言っています。これはセキュリティ上の問題があつてそういうふうな製造元が言っているわけですから、これも、これ、ブラウザ自体も恐らくもうサポートもなくなっていくでしょうし、これをそのまま残していると、政党交付金使途等報告書だけがもう見れなくなっていくんじゃないかと。

政治資金収支報告書というのは、平成二十一年の四月からインターネット上で印刷もできるようになっているんですね、片方では。

片方がインターネットで印刷もできるのに、片方が政党交付金等の方ができないというのは、片方ちょっとバランスに欠けているんじゃないか。当然、この部分も、これは法律で手当てをしないと可能にならないんです。この点について、政府としてどうお考えでしょうか。

〇大泉政府参考人 お答え申し上げます。

当初、総務省において、政治資金収支報告書及び政党交付金使途等報告書、この二つをインターネット公表を、平成十六年三月に平成十四年分

ら実施したということになってございます。

当初は、その政治資金収支報告書と政党交付金の使途等報告書の両方をインターネット上で閲覧に供するに当たりまして、ともに報告書のPDFに対し印刷できないようにするために必要な処理を行い、暗号をかけまして、電子的閲覧のみを可能としていたのが当初でございます。

これは、平成七年の二月二十四日の最高裁判第二小法廷の判決におきまして、平成六年改正前の政治資金規正法第二十一条二項、現行の二十条の二第二項でございませけれども、これも、政党助成法も同様の構造でございませけれども、収支報告書の閲覧というものは写しの交付は含まれないという判決が出ました。

したがって、写しの交付と閲覧は別なものという前提で、閲覧のみをホームページ上でやっておたわけなんです。

その後、政治資金収支報告書につきましては、平成十九年の十二月に、各党各会派の議論に基づく政治資金規正法の改正によりまして、それまでの閲覧に加えて、写しの交付が請求することができるといふ旨、法律で定められました。そのことから、政治資金収支報告書の方は、平成二十一年四月からインターネット上で印刷が可能となっております。

一方、政党交付金使途等報告書につきましては、このときの各党各会派の実務者協議において合意に至らなかったということがございましたため、改正がされておらず、閲覧のみの状態が規定されております現在に至っているというところでございます。

したがって、政党助成法の政党交付金使途等報告書につきましては、インターネット上で閲覧に供するに当たりまして、引き続き、報告書のPDFに対し印刷できないようにするために必要な処理を行っているというのが現実でございます。

なお、総務省のホームページ上で、この処理を行ったPDFの閲覧が可能なブラウザは、把握

している限りは、インターネットエクスプローラーのみであると承知しております。

このような、印刷できないようにするような処理を行っておりますために、現状といたしましてはインターネットエクスプローラーしかないのをごさいますけれども、マイクロソフト社が公表する脆弱性に関する情報について注意深くフォローするとともに、セキュリティの観点あるいは技術的観点を踏まえまして、他のブラウザで同じような方策をとることができないか研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○浦野委員 総務省の検討は今に対応するには、必要かもしれませんけれども、実は、このインターネットエクスプローラーをセキュリティの問題で行政で使えない方がいいということを、大阪の市議会なんかは全会派一致で、我が党の杉山幹人という議員が主導して、各党それぞれちゃんとしっかりと理解をいただいて、意見書まで出したわけですね。

これは、時間がたてば、インターネットエクスプローラーは、これは使えなく恐ろくなるでしょうから、そうなる前に、我々、公職選挙法を管轄する委員会、しっかりとこの部分に対応することをしないといけないんじゃないかというふうに思っております。

二つ目は、大阪の堺市の市長の話です。

これは、御存じの方もいらっしゃると思いますが、一億四千万、今、収支報告書の記載漏れがありました。これは、それで、法律で禁止されている企業献金の授受もありました。この三年間で六割に及ぶ領収書の添付が漏れているわけです。これは、我々大阪維新の会は追及をしまいにしました。

ところが、残念なことに、大阪維新の会以外の各党が、堺の、こままでのことをやっている方を、結果的には守るようになりました。問責決議という全く何の法的な拘束力もないやつでごまかして、堺市長は今でも続けられています。

これね、実は、平成十九年の法改正のときに、国会議員の政治団体の制度が設けられたときの議論で、そういう政令市の市長さんにもこういう網をかけた方がいいんじゃないか、バランスが悪いんじゃないかという議論が実はあったわけですね。

そのときの附則、平成十九年の法律百三十五号の附則に、第十八条、新法の規定については、国会議員関係政治団体にかかわる収支報告等の特例措置の実施後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、収支報告等の特例制度の対象となる政治団体の範囲の拡大等について検討が加えられる、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすると、附則にもちゃんと、その当時の皆さんはしっかりと書いておられます。ところが、それがされておられません、いまだに。今、これは平成十九年ですから、もう十二年前の話です。

これ、残念なのは、自民党さんから共産党さんまで、今の大阪の選挙の構図と一緒にすれば、もちろん、今の市長の応援をされた政党はみんな守ったわけですね。

これ、更に残念なのは、この野党の筆頭の森山浩行さんなんかは、ツイッターでこのことを擁護しているわけですね。これ、まあ、ツイッターを読みますけれども、政治資金報告書が公開されると毎年多くの指摘があり、訂正が報じられると政治資金規正法では罰するより正しい姿を国民に開示することを優先しており、訂正は許されているため敵か味方かで大騒ぎするのは不適当。もちろん内容について本人に説明責任があることは当然です。いや、それは当然なんです。（発言する者あり）当然なんです。でもね、訂正、許されているというんです。

じゃ、今まで、自民党の国会議員の先生方、こんな、おかしいおかしいといって、訂正で許されるのかと言ってきた人たちですよ、この人たちは。許せるんやったら、じゃ、もう二度とこれ、自民党の、政治資金規正法で何か違反があったときに立憲民主党は言わないと約束ができるんです。

ね。本当、ちよつと、もうこういうダブルスタンダードがあるから、だめなんです。

それで、これね、結局、堺の市長さん、これを守ってしまったんです。

私は、これも、この十八条に書かれている以上、法改正が必要だと思いますけれども、政府はどう思われ、まあ、これは政府に聞いても一緒なんですけれども。

○大泉政府参考人 今のは附則の十八条というところでごさいますか。

そのフォローにつきましては、やはり各党各派の合意でございまして、各党各会派において議論いただくべきものではないかと考えております。

○浦野委員 時間が参りましたので、これでやめますけれども、ツイッターには四百六十七件のコメントが、森山さんのツイッターにはコメントがあります。それを全部読んだ上で、もう一度改めてコメントすべきだと思っております。

以上です。

○山口委員長 次に、野田佳彦君。野田佳彦でございます。

私、倫選特で質問をするのは恐らく十数年ぶりになるかと思いますが、ただし、持ち時間十分でございまして、きょうは、大臣に御挨拶がわりの質問をさくつとさせていただきますというふうに思います。

私は、きょう、最初の質問は、平成十九年の十二月の政治資金規正法の一部改正についての評価なんです。

この当時、政治とお金をめぐる不透明な動きがあつて、またスキャンダルもあつて、大臣が辞任をしたり、あるいは、とうとう人命を断ち切られた先輩議員もいらつしました。

そういう流れがあつた中で、与野党でウィングチームをつくつて、より政治資金が適正化される、透明度を増すような、そういう工夫をしようじゃないかということで、知恵を出し合いました。

た。それが今の政治資金規正法の土台になっているというふうに思います。

総務省の中に政治資金適正化委員会を設置する、そして、対象とする団体をどうするかも議論がありましたけれども、国会議員関係政治団体にかかわる収支報告等について特例を設ける、特例の部分については、全ての支出についての領収書の徴収、あるいは登録政治資金監査人による政治資金監査の義務づけなど、多岐にわたる内容でありました。

きょうは、その内容について申し上げるわけではございません。さつき申し上げたように、六党のウィングチームで知恵を出し合つて、そして成案を得たんです。そのとき、私は民主党の政治改革推進本部の事務局長をしておりまして、ウィングチームに党を代表して出ておりました。自民党は、当時、武部前幹事長と、それから石田先生、入つていらつしたと思うんですね。実務的に、大変政治資金の問題も公選法のことも詳しく私は政治家だと評価をしています。塩川さんも入つていましたかね、たしかね。そういうメンバーで、六党派でやりました。そのときにできたのが今の政治資金規正法の土台になっていると思ひますね。

これが、私は、公選法であるとか政治資金の改正をするときの基本中の基本だと思ひますが、その点についての大臣の御認識を、記憶を思い浮かべながら御答弁をいただければと思います。

○石田国務大臣 平成十九年十二月のこの政治資金規正法改正につきましては、今、野田委員の方から御指摘がございましたように、このときには支出についての御批判が大変出ておりました。その中で政党間の議論が行われました。私も、武部勤、その当時は自民党の政治改革本部長をされておられたかと思ひますが、私も、私はそのもとで事務局長をやっております。まず、与党ということで公明党の皆さん方と案づくりを随分議論をいたしました。その上で、今御指摘のあった、六党の会に出席させていただいて、その時点で野田

委員も、民主党の代表という形で、代表者として参加をされておられたわけでございます。

これが成立したことによって、支出面についてのいろいろな課題というのは随分とおさまったかなという感じはいたします。いろいろな議論があり、また、いろいろ大変なことがあるわけでございますけれども、担当者の一人としてこれに参加をさせていただいたということを今御指摘をいただいております。

この評価につきましては、私、当事者でありましたけれども、いずれにいたしましても、やはり議員立法で定められているということでございますので、ぜひ各党各会派で御議論いただきたいと思っております。政府として評価についてお答えするのは差し控えていただきたいと思います。

○野田(佳)委員 もう五分たつてしまいましたけれども、政治とお金をめぐる、政治資金の透明化の中で、ともに実務の責任者として汗をかいた、その共通体験を思い出して聞きましたが、私は、もつとさかのぼると、九三年、平成五年が初当選なんです。

そのときの政治改革国会で、今の小選挙区比例代表並立制、あるいは政党助成法など、いろいろな議論がありましたけれども、成立したことが政治家としての原点でございまして、多分、ここにいらつしやるメンバーの中では、山口委員長とか、小此木筆頭とか、あるいは竹内さんとか、ちよつと限られたメンバーしかそのころの熱を思い出している人はいないかもしれません、どんなやはり立場があつても、丁寧に議論を交わして成案を得るというのが基本中基本だと思っております、政治改革というのは。

あの当時、思い出されるのは、最後は細川元総理と河野洋平当時自民党総裁とが万年筆を交換して合意文書を交わしましたね。あの場面、私は本当に感動的でございました。これが政治のあるべき姿だと今も思っているんです。

そういう流れの中で、去年、私は大変残念な事態が起こったと思います。昨年の通常国会の終わ

りに際し、参議院の定数の六増というような信じられないような内容の法律が与党が押し切る形で通つてしまいました。それまで与野党の協議が十七回開かれていて、残念ながら与党だけで提案を出してきて、野党全部反対という中で、こういう政治改革にかかわることが決められる、議員の身分にかかわること、選挙制度の根幹にかかわることが決められるというのは、全く、これまでの政治改革の歴史において大きな汚点を残していると思っております。

大臣としてはお話しにくいと思いますが、また、衆と参と、ハウスの異なる部分もあるかもしれません。多分、また各党が真摯に議論して云々というような答弁になるかもしれませんが、政治家として、政治改革にかかわってきたお互い立場として、こんなことやっちゃいけないよと本当は思っているんじゃないですか。いかがでしょう。

○石田国務大臣 議員から前の方でおっしゃっていただいたとおりでありまして、私の総務大臣としての立場で国会運営についていろいろと申し上げる立場にはございませんので、御理解いただきたいと思います。

○野田(佳)委員 そつけない御答弁の中に苦しい胸のうちを感じたいというふうに思いますが。

このことは、きょうは財金の寺田筆頭もいらつしやるんですけれども、十月一日に消費税を引き上げるんじゃないですか。まあ、引き上げないかもしれないですね、まだ、三度目の引き延ばしがあるかもしれないけれども、一応引き上げるといふ今前提で進んでいますけれども、私は、消費税を引き上げる前の国民感情を考えたときに、この六増というのは到底国民の理解を得られないというふうに思っています。

消費税を引き上げるには、きちんとしたそらばん勘定がなきゃだめです。入ってくる税収に対して、よりばらまきをいっぺいやるなんというのは、そろばん勘定を外れている。

もう一つ大事なカンジヨウは国民感情であつて、国民の理解が得られなければいけないんです

ね。その国民感情からすれば、今回到底得られないようなことを、去年の通常国会で、残念ながら与党が押し切る形で進めてしまいました。私は猛省をしてほしいと思つています。

この後の各論は、また次の機会があれば、もうちよつと質問の時間をいただきながら議論をさせていただきたいと思いますが、定数をふやした上で、今度は何か歳費を削る動きが出てきていますけれども、あれも私は物すごい問題だと思つていて、失敗の上塗りだと思つています。その上塗りにかかわることは次回具体的に質問をさせていただくという予告を申し上げて、質問を終わりたいと思つています。

ありがとうございます。

○山口委員長 次に、内閣提出、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

また、投票所の円滑な設置及び運営のため、投票管理者及び投票立会人の選任要件を緩和することとしております。

○石田国務大臣 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

この法律案は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況などを考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、最近の選挙の実情に対応し、天災等の場合における安全かつ迅速な開票に向けた規定の整備などを行おうとするものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○山口委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十八分散会

次に、法律案の内容について、その概要を御説

明申し上げます。

第一に、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に関する事項であります。

最近における選挙等の執行状況を踏まえ、投票所及び開票所の事務を行うための設備の整備等に係る加算規定などを設けることとしております。

また、最近における物価の変動などを踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務費などの基準額を改定することとしております。

第二に、公職選挙法に関する事項であります。

悪天候により離島から投票箱を運べなかった事例などを踏まえ、安全かつ迅速な開票の観点から、開票区の設置に係る規定の整備を行うこととしております。

また、投票所の円滑な設置及び運営のため、投票管理者及び投票立会人の選任要件を緩和することとしております。

さらに、選挙公報の掲載文を電磁的記録により提出することを可能とすることとしております。

なお、この法律は公布の日から施行することとしておりますが、公職選挙法の改正に係る部分については平成三十一年六月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○山口委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

る法律及び公職選挙法の一部を改正する法

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

第一条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の一

部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

投票区 選挙人の数	区市町村	投票日	区	市	町	村
五 百 人 未 満	平	日	休	日	平	日
一四二、一〇一円	二二二、五五一円	二〇一、四七五円	一二二、五五一円	一二二、五五一円	一二二、五五一円	二〇一、四七五円
千 五 百 人 未 満	一五三、四四一	二六四、五九六	一二七、六八二	二一六、六〇六	一二四、三一一	二三五、四六六
二 千 人 未 満	二〇六、九四三	三四〇、三二九	一九二、一六八	三二五、五五四	一六六、一四二	三三一、七五九
三 千 人 未 満	二二九、五九八	三六二、九八四	二〇〇、〇四八	三三三、四三四	一八五、七八二	三六三、六三〇
五 千 人 未 満	二五二、六七三	三八六、〇五九	二二九、三三二	三七四、九四九	二〇八、四三七	三八六、二八五
一 万 人 未 満	二八三、六九二	四三九、三〇九	二七二、三一九	四九四、六二九	二六二、一三七	五〇六、六七八
一 万 五 千 人 未 満	三二七、二〇九	五四九、五一九	三二五、八三六	六〇四、八三九	三〇〇、四三三	五八九、四三六
二 万 人 未 満	三六八、九四〇	六一三、四八一	三五三、七七六	六八七、二四一	三三五、七一四	六九一、四一〇
二 万 人 以 上	三九二、四六〇	六八一、四六三	三七七、二九六	七五五、二二三	三五九、二三五	七五九、三九三

第四条第二項の表を次のように改める。

投票区 選挙人の数	区市町村	投票日	区	市	町	村
五 百 人 未 満	平	日	休	日	平	日
四八、六八〇円	一三七、六〇四円	四八、六八〇円	一三七、六〇四円	四八、六八〇円	一三七、六〇四円	一三七、六〇四円
千 五 百 人 未 満	五九、六六四	一七〇、八一九	四八、六八〇	一三七、六〇四	五九、六六四	一七〇、八一九
二 千 人 未 満	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	八四、〇〇四	二三九、六二一
三 千 人 未 満	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	九四、九八八	二七二、八三六

五三 千 人	未 満 上	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	八四、〇〇四	二三九、六二一	九四、九八八	二七二、八三六
一五 万 人	未 満 上	八六、三七六	二四一、九九三	一一九、三三八	三四一、六三八	一三〇、三二二	三七四、八五三
一一 万 人	未 満 上	一一九、三三八	三四一、六三八	一五二、二八〇	四四一、二八三	一五二、二八〇	四四一、二八三
二一 万 人	未 満 上	一三〇、三二二	三七四、八五三	一七四、二四八	五〇七、七二三	一八五、二三二	五四〇、九二八
二 万 人 以 上		一五二、二八〇	四四一、二八三	一九六、二二六	五七四、一四三	二〇七、二〇〇	六〇七、三五八

第四条第三項中「ついでに」の下に「当該投票所の第十四条に規定する投票管理者及び投票立会人に要する費用並びに」を加え、同項の表を次のように改める。

選挙区の数	投票日	区市町村	区		市		町		村
			平日	休日	平日	休日	平日	休日	
五百人未満	一三、四一九円		一四、一一九円		一一、四四九円	一二、一四九円	一一、四四九円	一二、一四九円	
千五百人未満	一五、六一六		一六、四九一		一二、四三四	一三、一三四	一三、六四六	一四、五二一	
二千人未満	一八、七九八		一九、八四八		一七、八二三	一八、八六三	一八、〇四〇	一九、二六五	
三千人未満	一九、七八三		二〇、八三三		一七、八二三	一八、八六三	二〇、二三七	二一、六三七	
五千人未満	二〇、七六八		二一、八一八		二〇、〇一〇	二一、二三五	二一、二三二	二二、六三二	
一万五千人未満	二二、九六五		二四、一九〇		二六、六〇一	二八、三五一	二七、八一三	二九、七三八	
二万五千人未満	二九、五五六		三一、三〇六		三三、一九二	三五、四六七	三三、一九二	三五、四六七	
二万五千人未満	三三、七二三		三五、六四八		三八、五七一	四一、一九六	三九、七八三	四二、五八三	
二万人以上	三八、一一七		四〇、三九二		四二、九六五	四五、九四〇	四四、一七七	四七、三二七	

第四条第四項の表を次のように改める。

投票区の数 選挙人の数	投票日	区市町村
	平日 休日	区
	平日 休日	市
	平日 休日	町 村

第四条第五項の表を次のように改める。

投票区の数 選挙人の数	投票日	区市町村	
		区	市・町・村
五 百 人 未 満	一 三 四、二 二 一 ^円	休 日	平 日
千 五 百 人 未 満	一 四 五、五 六 一	二 五 六、七 一 六	一 一 九、八 〇 二
二 千 人 未 満	一 九 九、〇 六 三	三 三 三、四 四 九	一 八 四、二 八 八
三 二 千 人 未 満	二 二 一、七 一 八	三 五 五、一 〇 四	一 九 二、一 六 八
五 三 千 人 未 満	二 四 五、一 四 九	三 七 八、五 三 五	二 二 一、八 〇 八
一 五 万 人 未 満	二 六 七、九 三 二	四 二 三、五 四 九	二 五 六、五 五 九
一 一 万 五 千 人 未 満	三 一 一、四 四 九	五 三 三、七 五 九	三 〇 〇、〇 七 六
五 百 人 未 満	八、七 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円	八、七 八 八 ^円
千 五 百 人 未 満	一 〇、九 八 五	一 一、八 六 〇	八、七 八 八
二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 三、一 八 二
三 二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 三、一 八 二
五 三 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 五、三 七 九
一 五 万 人 未 満	一 五、三 七 九	一 六、六 〇 四	二 一、九 七 〇
一 一 万 五 千 人 未 満	二 一、九 七 〇	二 三、七 二 〇	二 八、五 六 一
二 一 万 五 千 人 未 満	二 四、一 六 七	二 六、〇 九 二	三 二、九 五 五
二 万 人 以 上	二 八、五 六 一	三 〇、八 三 六	三 七、三 四 九
五 百 人 未 満	八、七 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円	八、七 八 八 ^円
千 五 百 人 未 満	一 〇、九 八 五	一 一、八 六 〇	八、七 八 八
二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 三、一 八 二
三 二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 七、五 七 六
五 三 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 七、五 七 六
一 五 万 人 未 満	一 五、三 七 九	一 六、六 〇 四	二 一、九 七 〇
一 一 万 五 千 人 未 満	二 一、九 七 〇	二 三、七 二 〇	二 八、五 六 一
二 一 万 五 千 人 未 満	二 四、一 六 七	二 六、〇 九 二	三 二、九 五 五
二 万 人 以 上	二 八、五 六 一	三 〇、八 三 六	三 七、三 四 九
五 百 人 未 満	八、七 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円	八、七 八 八 ^円
千 五 百 人 未 満	一 〇、九 八 五	一 一、八 六 〇	八、七 八 八
二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 五、三 七 九
三 二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 七、五 七 六
五 三 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 七、五 七 六
一 五 万 人 未 満	一 五、三 七 九	一 六、六 〇 四	二 一、九 七 〇
一 一 万 五 千 人 未 満	二 一、九 七 〇	二 三、七 二 〇	二 八、五 六 一
二 一 万 五 千 人 未 満	二 四、一 六 七	二 六、〇 九 二	三 二、九 五 二
二 万 人 以 上	二 八、五 六 一	三 〇、八 三 六	三 七、九 五 二
五 百 人 未 満	八、七 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円	八、七 八 八 ^円
千 五 百 人 未 満	一 〇、九 八 五	一 一、八 六 〇	八、七 八 八
二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 五、三 七 九
三 二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 七、五 七 六
五 三 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 七、五 七 六
一 五 万 人 未 満	一 五、三 七 九	一 六、六 〇 四	二 一、九 七 六
一 一 万 五 千 人 未 満	二 一、九 七 〇	二 三、〇 九 二	二 六、〇 九 二
二 一 万 五 千 人 未 満	二 四、一 六 七	二 六、〇 九 二	三 〇、八 三 六
二 万 人 以 上	二 八、五 六 一	三 〇、八 三 六	三 〇、八 三 六
五 百 人 未 満	八、七 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円
千 五 百 人 未 満	一 〇、九 八 五	一 一、八 六 〇	九、四 八 八
二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 六、六 〇 四
三 二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 八、九 七 六
五 三 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 八、九 七 六
一 五 万 人 未 満	一 五、三 七 九	一 六、六 〇 四	二 一、九 七 六
一 一 万 五 千 人 未 満	二 一、九 七 〇	二 三、〇 九 二	二 六、〇 九 二
二 一 万 五 千 人 未 満	二 四、一 六 七	二 六、〇 九 二	三 〇、八 三 六
二 万 人 以 上	二 八、五 六 一	三 〇、八 三 六	三 〇、八 三 六
五 百 人 未 満	八、七 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円
千 五 百 人 未 満	一 〇、九 八 五	一 一、八 六 〇	九、四 八 八
二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 六、六 〇 四
三 二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 八、九 七 六
五 三 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 八、九 七 六
一 五 万 人 未 満	一 五、三 七 九	一 六、六 〇 四	二 一、九 七 六
一 一 万 五 千 人 未 満	二 一、九 七 〇	二 三、〇 九 二	二 六、〇 九 二
二 一 万 五 千 人 未 満	二 四、一 六 七	二 六、〇 九 二	三 〇、八 三 六
二 万 人 以 上	二 八、五 六 一	三 〇、八 三 六	三 〇、八 三 六
五 百 人 未 満	八、七 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円
千 五 百 人 未 満	一 〇、九 八 五	一 一、八 六 〇	九、四 八 八
二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 六、六 〇 四
三 二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 八、九 七 六
五 三 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 八、九 七 六
一 五 万 人 未 満	一 五、三 七 九	一 六、六 〇 四	二 一、九 七 六
一 一 万 五 千 人 未 満	二 一、九 七 〇	二 三、〇 九 二	二 六、〇 九 二
二 一 万 五 千 人 未 満	二 四、一 六 七	二 六、〇 九 二	三 〇、八 三 六
二 万 人 以 上	二 八、五 六 一	三 〇、八 三 六	三 〇、八 三 六
五 百 人 未 満	八、七 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円
千 五 百 人 未 満	一 〇、九 八 五	一 一、八 六 〇	九、四 八 八
二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 六、六 〇 四
三 二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 八、九 七 六
五 三 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 八、九 七 六
一 五 万 人 未 満	一 五、三 七 九	一 六、六 〇 四	二 一、九 七 六
一 一 万 五 千 人 未 満	二 一、九 七 〇	二 三、〇 九 二	二 六、〇 九 二
二 一 万 五 千 人 未 満	二 四、一 六 七	二 六、〇 九 二	三 〇、八 三 六
二 万 人 以 上	二 八、五 六 一	三 〇、八 三 六	三 〇、八 三 六
五 百 人 未 満	八、七 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円
千 五 百 人 未 満	一 〇、九 八 五	一 一、八 六 〇	九、四 八 八
二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 六、六 〇 四
三 二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 八、九 七 六
五 三 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 八、九 七 六
一 五 万 人 未 満	一 五、三 七 九	一 六、六 〇 四	二 一、九 七 六
一 一 万 五 千 人 未 満	二 一、九 七 〇	二 三、〇 九 二	二 六、〇 九 二
二 一 万 五 千 人 未 満	二 四、一 六 七	二 六、〇 九 二	三 〇、八 三 六
二 万 人 以 上	二 八、五 六 一	三 〇、八 三 六	三 〇、八 三 六
五 百 人 未 満	八、七 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円
千 五 百 人 未 満	一 〇、九 八 五	一 一、八 六 〇	九、四 八 八
二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 六、六 〇 四
三 二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 八、九 七 六
五 三 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 八、九 七 六
一 五 万 人 未 満	一 五、三 七 九	一 六、六 〇 四	二 一、九 七 六
一 一 万 五 千 人 未 満	二 一、九 七 〇	二 三、〇 九 二	二 六、〇 九 二
二 一 万 五 千 人 未 満	二 四、一 六 七	二 六、〇 九 二	三 〇、八 三 六
二 万 人 以 上	二 八、五 六 一	三 〇、八 三 六	三 〇、八 三 六
五 百 人 未 満	八、七 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円
千 五 百 人 未 満	一 〇、九 八 五	一 一、八 六 〇	九、四 八 八
二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 六、六 〇 四
三 二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 八、九 七 六
五 三 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 八、九 七 六
一 五 万 人 未 満	一 五、三 七 九	一 六、六 〇 四	二 一、九 七 六
一 一 万 五 千 人 未 満	二 一、九 七 〇	二 三、〇 九 二	二 六、〇 九 二
二 一 万 五 千 人 未 満	二 四、一 六 七	二 六、〇 九 二	三 〇、八 三 六
二 万 人 以 上	二 八、五 六 一	三 〇、八 三 六	三 〇、八 三 六
五 百 人 未 満	八、七 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円
千 五 百 人 未 満	一 〇、九 八 五	一 一、八 六 〇	九、四 八 八
二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 六、六 〇 四
三 二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 八、九 七 六
五 三 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 八、九 七 六
一 五 万 人 未 満	一 五、三 七 九	一 六、六 〇 四	二 一、九 七 六
一 一 万 五 千 人 未 満	二 一、九 七 〇	二 三、〇 九 二	二 六、〇 九 二
二 一 万 五 千 人 未 満	二 四、一 六 七	二 六、〇 九 二	三 〇、八 三 六
二 万 人 以 上	二 八、五 六 一	三 〇、八 三 六	三 〇、八 三 六
五 百 人 未 満	八、七 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円
千 五 百 人 未 満	一 〇、九 八 五	一 一、八 六 〇	九、四 八 八
二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 六、六 〇 四
三 二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 八、九 七 六
五 三 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 八、九 七 六
一 五 万 人 未 満	一 五、三 七 九	一 六、六 〇 四	二 一、九 七 六
一 一 万 五 千 人 未 満	二 一、九 七 〇	二 三、〇 九 二	二 六、〇 九 二
二 一 万 五 千 人 未 満	二 四、一 六 七	二 六、〇 九 二	三 〇、八 三 六
二 万 人 以 上	二 八、五 六 一	三 〇、八 三 六	三 〇、八 三 六
五 百 人 未 満	八、七 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円
千 五 百 人 未 満	一 〇、九 八 五	一 一、八 六 〇	九、四 八 八
二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 六、六 〇 四
三 二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 八、九 七 六
五 三 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 八、九 七 六
一 五 万 人 未 満	一 五、三 七 九	一 六、六 〇 四	二 一、九 七 六
一 一 万 五 千 人 未 満	二 一、九 七 〇	二 三、〇 九 二	二 六、〇 九 二
二 一 万 五 千 人 未 満	二 四、一 六 七	二 六、〇 九 二	三 〇、八 三 六
二 万 人 以 上	二 八、五 六 一	三 〇、八 三 六	三 〇、八 三 六
五 百 人 未 満	八、七 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円
千 五 百 人 未 満	一 〇、九 八 五	一 一、八 六 〇	九、四 八 八
二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 六、六 〇 四
三 二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 八、九 七 六
五 三 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 八、九 七 六
一 五 万 人 未 満	一 五、三 七 九	一 六、六 〇 四	二 一、九 七 六
一 一 万 五 千 人 未 満	二 一、九 七 〇	二 三、〇 九 二	二 六、〇 九 二
二 一 万 五 千 人 未 満	二 四、一 六 七	二 六、〇 九 二	三 〇、八 三 六
二 万 人 以 上	二 八、五 六 一	三 〇、八 三 六	三 〇、八 三 六
五 百 人 未 満	八、七 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円
千 五 百 人 未 満	一 〇、九 八 五	一 一、八 六 〇	九、四 八 八
二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 六、六 〇 四
三 二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 八、九 七 六
五 三 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 八、九 七 六
一 五 万 人 未 満	一 五、三 七 九	一 六、六 〇 四	二 一、九 七 六
一 一 万 五 千 人 未 満	二 一、九 七 〇	二 三、〇 九 二	二 六、〇 九 二
二 一 万 五 千 人 未 満	二 四、一 六 七	二 六、〇 九 二	三 〇、八 三 六
二 万 人 以 上	二 八、五 六 一	三 〇、八 三 六	三 〇、八 三 六
五 百 人 未 満	八、七 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円
千 五 百 人 未 満	一 〇、九 八 五	一 一、八 六 〇	九、四 八 八
二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 六、六 〇 四
三 二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 八、九 七 六
五 三 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 八、九 七 六
一 五 万 人 未 満	一 五、三 七 九	一 六、六 〇 四	二 一、九 七 六
一 一 万 五 千 人 未 満	二 一、九 七 〇	二 三、〇 九 二	二 六、〇 九 二
二 一 万 五 千 人 未 満	二 四、一 六 七	二 六、〇 九 二	三 〇、八 三 六
二 万 人 以 上	二 八、五 六 一	三 〇、八 三 六	三 〇、八 三 六
五 百 人 未 満	八、七 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円
千 五 百 人 未 満	一 〇、九 八 五	一 一、八 六 〇	九、四 八 八
二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 六、六 〇 四
三 二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 八、九 七 六
五 三 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 八、九 七 六
一 五 万 人 未 満	一 五、三 七 九	一 六、六 〇 四	二 一、九 七 六
一 一 万 五 千 人 未 満	二 一、九 七 〇	二 三、〇 九 二	二 六、〇 九 二
二 一 万 五 千 人 未 満	二 四、一 六 七	二 六、〇 九 二	三 〇、八 三 六
二 万 人 以 上	二 八、五 六 一	三 〇、八 三 六	三 〇、八 三 六
五 百 人 未 満	八、七 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円
千 五 百 人 未 満	一 〇、九 八 五	一 一、八 六 〇	九、四 八 八
二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 六、六 〇 四
三 二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 八、九 七 六
五 三 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 八、九 七 六
一 五 万 人 未 満	一 五、三 七 九	一 六、六 〇 四	二 一、九 七 六
一 一 万 五 千 人 未 満	二 一、九 七 〇	二 三、〇 九 二	二 六、〇 九 二
二 一 万 五 千 人 未 満	二 四、一 六 七	二 六、〇 九 二	三 〇、八 三 六
二 万 人 以 上	二 八、五 六 一	三 〇、八 三 六	三 〇、八 三 六
五 百 人 未 満	八、七 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円
千 五 百 人 未 満	一 〇、九 八 五	一 一、八 六 〇	九、四 八 八
二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 六、六 〇 四
三 二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 八、九 七 六
五 三 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 八、九 七 六
一 五 万 人 未 満	一 五、三 七 九	一 六、六 〇 四	二 一、九 七 六
一 一 万 五 千 人 未 満	二 一、九 七 〇	二 三、〇 九 二	二 六、〇 九 二
二 一 万 五 千 人 未 満	二 四、一 六 七	二 六、〇 九 二	三 〇、八 三 六
二 万 人 以 上	二 八、五 六 一	三 〇、八 三 六	三 〇、八 三 六
五 百 人 未 満	八、七 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円	九、四 八 八 ^円
千 五 百 人 未 満	一 〇、九 八 五	一 一、八 六 〇	九、四 八 八
二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二	一 六、六 〇 四
三 二 千 人 未 満	一 三、一 八 二	一 四、二 三 二</	

二万人以上	三五六、七〇〇	六六五、七〇三	三六一、五三六	七三九、四六三	三四三、四七五	七四三、六三三
一万五千人以上	三五三、一八〇	五九七、七二一	三三八、〇一六	六七一、四八一	三一九、九五四	六七五、六五〇

第四条第六項の表を次のように改める。

投票区の数 選挙人の数	投票日	区市町村	
		区	市
五百人未満	平日	四八、六八〇円	四八、六八〇円
五百人未満	休日	一三七、六〇四円	一三七、六〇四円
千五百人未満	平日	五九、六六四	四八、六八〇
千五百人未満	休日	一七〇、八一九	一三七、六〇四
二千一人未満	平日	七三、〇二〇	七三、〇二〇
二千一人未満	休日	二〇六、四〇六	二〇六、四〇六
三千一人未満	平日	七三、〇二〇	七三、〇二〇
三千一人未満	休日	二〇六、四〇六	二〇六、四〇六
五千一人未満	平日	七三、〇二〇	八四、〇〇四
五千一人未満	休日	二〇六、四〇六	二二九、六二一
一万一人未満	平日	八六、三七六	一一九、三三八
一万一人未満	休日	二四一、九九三	三四一、六三八
一万五千人未満	平日	一一九、三三八	一五二、二八〇
一万五千人未満	休日	三四一、六三八	四四一、二八三
二万人以上	平日	一五二、二八〇	一九六、二二六
二万人以上	休日	四四一、二八三	五七四、一四三

第四条第七項中「つては、」の下に「当該投票所の第十四条に規定する投票管理者及び投票立会人に要する費用並びに」を加え、同項の表を次のように改める。

投票区の数 選挙人の数	投票日	区市町村	
		区	市
五百人未満	平日	一三、四一九円	一一、四四九円
五百人未満	休日	一四、一一九円	一二、一四九円
千五百人未満	平日	一五、六二六	一二、四三四
千五百人未満	休日	一六、四九一	一三、一三四
二千一人未満	平日	七三、〇二〇	七三、〇二〇
二千一人未満	休日	二〇六、四〇六	二〇六、四〇六
三千一人未満	平日	七三、〇二〇	七三、〇二〇
三千一人未満	休日	二〇六、四〇六	二〇六、四〇六
五千一人未満	平日	八六、三七六	一一九、三三八
五千一人未満	休日	二四一、九九三	三四一、六三八
一万一人未満	平日	一一九、三三八	一五二、二八〇
一万一人未満	休日	三四一、六三八	四四一、二八三
一万五千人未満	平日	一一九、三三八	一五二、二八〇
一万五千人未満	休日	三四一、六三八	四四一、二八三
二万人以上	平日	一五二、二八〇	一九六、二二六
二万人以上	休日	四四一、二八三	五七四、一四三

[illegible]

第四条第九項第一号中「五万八千八百七十三円」に改め、同項第二号中「六万九百六十円」を「六万八千八百六十一円」に改め、同条第十項第一号中「五万九千二百二十九円」を「六万三百円」に改め、同項第二号中「六万二千七百七十三円」を「六万三千九十一円」に改め、同条第十二項中「千二百六十円」を「千五百八十円」に改め、同項ただし書中「二千五百十二円」を「二千六百十六円」に、「千八百六十円」を「千八百六十二円」に、「千七百五十四円」を「千八百九円」に、「千四百十六円」を「千四百六十円」に改め、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項の次に次の二項を加える。

16 市区町村の選挙管理委員会が投票所の事務を行うための設備（次項に規定する機器等を除く。以下この項において同じ。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

17 市区町村の選挙管理委員会が専ら投票所の事務を行うための機器又はプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）若しくはこれを記録した記録媒体（以下「機器等」という。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

第四条の二第二項中「三万四千円」を「三万四千六百円」に改め、同条第四項中「次項の下に」に規定する機器等及び第六項を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 市区町村の選挙管理委員会が専ら共通投票所の事務を行うための機器等を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

第四条の三第一項中「三万百円」を「三万五百円」に改め、同条第二項中「二千六百十七円」を「二千六百五十三円」に改める。

第五条第一項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数	投票の翌日	
	平	休
千 人 未 満	二四七、一〇五円	二五一、三三九円
二千 人 未 満	三三三、一二〇	三五九、七二〇
三千 人 未 満	四六八、五一二	四七七、四八八
五千 人 未 満	五七四、九二六	五八六、二七八
一万 人 未 満	六九〇、六七六	七〇四、四〇四
一万五千人 未 満	七九六、七四五	八二一、八四九

一万五千人 未 満	九三五、九〇四	九五四、九一二
二 万人 未 満	一、一〇六、四六六	一、一二九、一七〇
三 万人 未 満	一、二四四、九三八	一、二六九、四九〇

第五条第二項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数	投票の翌日	
	平	休
千 人 未 満	一八二、七六八円	一八六、九九二円
二千 人 未 満	二八五、五七五	二九二、一七五
三千 人 未 満	三八八、三八二	三九七、三五八
五千 人 未 満	四九一、一八九	五〇二、五四一
一万 人 未 満	五九三、九九六	六〇七、七二四
一万五千人 未 満	六九六、八〇三	七一二、九〇七
二 万人 未 満	八二二、四五六	八四一、四六四
三 万人 未 満	九八二、三七八	一、〇〇五、〇八二
三 万人 以上	一、〇六二、三三九	一、〇八六、八九一

第五条第三項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数	投票の翌日	
	平	休
千 人 未 満	二五五、五三七円	二五九、七六一円
二千 人 未 満	三六六、二九五	三七二、八九五
三千 人 未 満	四八六、四三〇	四九五、四〇六
五千 人 未 満	五九七、五八七	六〇八、九三九

一五 万 千 人 人	未 以 満 上	七 一 八 、 〇 八 〇	七 三 一 、 八 〇 八
一 一 万 五 千 人 人	未 以 満 上	八 二 八 、 八 九 二	八 四 四 、 九 九 六
二 一 万 五 千 人 人	未 以 満 上	九 七 三 、 八 四 八	九 九 二 、 八 五 六
三 二 万 人 人	未 以 満 上	一 、 一 五 一 、 七 八 八	一 、 一 七 四 、 四 九 二
三 万 人 人	以 上	一 、 二 九 三 、 九 四 九	一 、 三 一 八 、 五 〇 一

第五条第四項の表を次のように改める。

開票区の 選挙人の数		投票の翌日	
千人未満	一九一、二〇〇 _円	休日	休日
二千人未満	二九八、七五〇		一九五、四二四 _円
三二千人未満	四〇六、三〇〇		三〇五、三五〇
五三千人未満	五一三、八五〇		四一五、二七六
一五万人未満	六二一、四〇〇		五二五、二〇二
一一万五千人未満	七二八、九五〇		六三五、一二八
二一万五千人未満	八六〇、四〇〇		七四五、〇五四
三二万人未満	一、〇二七、七〇〇		八七九、四〇八
三万人以上	一、一一一、三五〇		一、〇五〇、四〇四
			一、一三五、九〇二

第五条第五項の表を次のように改める。

開票日の 開票区 の選挙 人の数	平 日	休 日
千人未満	六四、三三七円	二三五、一五三円
二千人未満	六七、五四五	三三四、四四五

三 万 人 以 上	二 二 万 人 未 以 満 上	二 一 万 五 千 人 未 以 満 上	一 一 万 五 千 人 未 以 満 上	一 五 万 人 未 以 満 上	五 三 千 人 未 以 満 上	三 二 千 人 未 以 満 上
一 八 二、 五 九 九	一 二 四、 〇 八 八	一 一 三、 四 四 八	九 九、 九 四 二	九 六、 六 八 〇	八 三、 七 三 七	八 〇、 一 三 〇
一、 一 七 五、 四 六 七	一、 〇 四 二、 二 三 四	八 八 二、 一 二 〇	七 五 一、 一 七 八	六 五 一、 八 三 二	五 四 二、 八 〇 五	四 四 三、 一 一 四

第五条第六項の表を次のように改める。

開 票 区 の 選 挙 人 の 数	金 額
千 人 未 満	一 七 〇 、 八 一 六 円
二 千 人 未 満	二 六 六 、 九 〇 〇
三 二 千 人 未 満	三 六 二 、 九 八 四
五 三 千 人 未 満	四 五 九 、 〇 六 八
一 五 万 人 未 満	五 五 五 、 一 五 二
一 一 万 五 千 人 未 満	六 五 一 、 二 三 六
二 一 万 五 千 人 未 満	七 六 八 、 六 七 二
三 二 万 人 未 満	九 一 八 、 一 三 六
三 万 人 以 上	九 九 二 、 八 六 八

第五条第七項の表を次のように改める。

開票区の数 選挙人の数	投票の翌日	平	日	休	日
千 人 未 満		二四七、一〇五	円	二五一、三三九	円
二千 人 未 満		三五三、一二〇		三五九、七二〇	
三千 人 未 満		四六八、五二二		四七七、四八八	
五千 人 未 満		五七四、九二六		五八六、二七八	
一万 人 未 満		六九〇、六七六		七〇四、四〇四	
一万 五 千人 未 満		七九六、七四五		八一二、八四九	
二万 五 千人 未 満		九三五、九〇四		九五四、九一二	
三万 人 未 満		一、一〇六、四六六		一、一二九、一七〇	
三万 人 以上		一、二四四、九三八		一、二六九、四九〇	

第五条第八項の表を次のように改める。

開票区の数 選挙人の数	投票の翌日	平	日	休	日
千 人 未 満		一八二、七八八	円	一八六、九九二	円
二千 人 未 満		二八五、五七五		二九二、一七五	
三千 人 未 満		三八八、三八二		三九七、三五八	
五千 人 未 満		四九一、一八九		五〇二、五四一	
一万 人 未 満		五九三、九九六		六〇七、七二四	
一万 五 千人 未 満		六九六、八〇三		七一二、九〇七	
二万 五 千人 未 満		八二二、四五六		八四一、四六四	

三万 人 以上	一、〇六二、三三九	一、〇八六、八九一
二万 人 未 満	九八二、三七八	一、〇〇五、〇八二

第五条第九項の表を次のように改める。

開票区の数 選挙人の数	投票の翌日	平	日	休	日
千 人 未 満		二五五、五三七	円	二五九、七六一	円
二千 人 未 満		三六六、二九五		三七二、八九五	
三千 人 未 満		四八六、四三〇		四九五、四〇六	
五千 人 未 満		五九七、五八七		六〇八、九三九	
一万 人 未 満		七一一、〇八〇		七三一、八〇八	
一万 五 千人 未 満		八二八、八九二		八四四、九九六	
二万 五 千人 未 満		九七三、八四八		九九二、八五六	
三万 人 未 満		一、一五一、七八八		一、一七四、四九二	
三万 人 以上		一、二九三、九四九		一、三二八、五〇一	

第五条第十項の表を次のように改める。

開票区の数 選挙人の数	投票の翌日	平	日	休	日
千 人 未 満		一九一、二〇〇	円	一九五、四二四	円
二千 人 未 満		二九八、七五〇		三〇五、三五〇	
三千 人 未 満		四〇六、三〇〇		四一五、二七六	
五千 人 未 満		五一三、八五〇		五二五、二〇二	
一万 五 千人 未 満		六二一、四〇〇		六三五、一二八	

一 万 五 千 人 未 満 上	二 万 五 千 人 未 満 上	三 万 人 未 満 上	三 万 人 未 満 上	三 万 人 未 満 上
七二八、九五〇	八六〇、四〇〇	一、〇二七、七〇〇	一、一三一、三五〇	一、一三五、九〇二
七四五、〇五四	八七九、四〇八	一、〇五〇、四〇四		

第五条第十一項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数	開票日	休	日
千 人 未 満	六四、三三七円	二三五、一五三円	
二千 千人 未 満上	六七、五四五	三三四、四四五	
三二 千人 未 満上	八〇、一三〇	四四三、一一四	
五三 千人 未 満上	八三、七三七	五四二、八〇五	
一五 万人 未 満上	九六、六八〇	六五一、八三二	
一 万 五 千人 未 満上	九九、九四二	七五一、一七八	
二 万 五 千人 未 満上	一一三、四四八	八八二、一二〇	
三 万 人 未 満上	一二四、〇八八	一、〇四二、二三四	
三 万 人 未 満上	一八二、五九九	一、一七五、四六七	

第五条第十二項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数	金	額
千 人 未 満	一七〇、八一六円	
二千 千人 未 満上	二六六、九〇〇	
三二 千人 未 満上	三六二、九八四	

五三 千人 未 満上	四五九、〇六八
一五 万人 未 満上	五五五、一五二
一 万 五 千人 未 満上	六五一、二三六
二 万 五 千人 未 満上	七六八、六七二
三二 万人 未 満上	九一八、一三六
三 万 人 未 満上	九九二、八六八

第五条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項の次に次の二項を加える。

17 市区町村の選挙管理委員会が開票所の事務を行うための設備(次項に規定する機器等を除く。以下この項において同じ。)を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

18 市区町村の選挙管理委員会が専ら開票所の事務を行うための機器等を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

第六条第一項の表を次のように改める。

選挙会又は選挙分会	金	額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六五三、六九七円	
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、一五七、一六八	
参議院選挙区選出議員選挙会(参議院合同選挙区選挙(公職選挙法第五条の六第二項に規定する参議院合同選挙区選挙をいう。以下同じ。))にあつては、参議院選挙区選出議員選挙分会及び参議院比例代表選出議員選挙分会	二、一八一、一三八	
参議院選挙区選出議員選挙会(参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。)	一、一一八、九八四	

第六条第三項中「三万七千八百八十円」を「三万七千七百五十二円」に改め、同項ただし書中「六万五千五百六十円」を「六万三千五百四十四円」に、「五万四千七百七十三円」を「五万五千八百八十四円」に、「五万二千六百三十四円」を「五万四千二百九十六円」に、「四万二千四百七十六円」を「四万三千八百十八円」に改める。

第七条第一項の表を次のように改める。

都道府 県の世帯数		選挙	
一	三十万未満	衆議院小選挙区選出議員選挙又は 参議院選挙区選出議員選挙	都及び大都市の ある道府県
二	四十万未満	四三	その他の県
三	五十万未満	四四	議院比例代表選出 議員選挙
四	五十万未満	四四	議院比例代表選出 議員選挙
五	五十万未満	四三	議院比例代表選出 議員選挙
六	五十万未満	四一	議院比例代表選出 議員選挙

第八條第一項の表を次のように改める。

候補者数	金	額
一	四一	四一円
二	四二	四二円
三	四三	四三円
四	四四	四四円
五	四五	四五円
六	四六	四六円
七	四七	四七円
八	四八	四八円
九	四九	四九円
十	五〇	五〇円
十一	五一	五一円
十二	五二	五二円
十三	五三	五三円
十四	五四	五四円
十五	五五	五五円
十六	五六	五六円
十七	五七	五七円
十八	五八	五八円
十九	五九	五九円
二十	六〇	六〇円
二十一	六一	六一円
二十二	六二	六二円
二十三	六三	六三円
二十四	六四	六四円
二十五	六五	六五円
二十六	六六	六六円
二十七	六七	六七円
二十八	六八	六八円
二十九	六九	六九円
三十	七〇	七〇円
三十一	七一	七一円
三十二	七二	七二円
三十三	七三	七三円
三十四	七四	七四円
三十五	七五	七五円
三十六	七六	七六円
三十七	七七	七七円
三十八	七八	七八円
三十九	七九	七九円
四十	八〇	八〇円
四十一	八一	八一円
四十二	八二	八二円
四十三	八三	八三円
四十四	八四	八四円
四十五	八五	八五円
四十六	八六	八六円
四十七	八七	八七円
四十八	八八	八八円
四十九	八九	八九円
五十	九〇	九〇円
五十一	九一	九一円
五十二	九二	九二円
五十三	九三	九三円
五十四	九四	九四円
五十五	九五	九五円
五十六	九六	九六円
五十七	九七	九七円
五十八	九八	九八円
五十九	九九	九九円
六十	一〇〇	一〇〇円
六十一	一〇一	一〇一円
六十二	一〇二	一〇二円
六十三	一〇三	一〇三円
六十四	一〇四	一〇四円
六十五	一〇五	一〇五円
六十六	一〇六	一〇六円
六十七	一〇七	一〇七円
六十八	一〇八	一〇八円
六十九	一〇九	一〇九円
七十	一一〇	一一〇円
七十一	一一一	一一一円
七十二	一一二	一一二円
七十三	一一三	一一三円
七十四	一一四	一一四円
七十五	一一五	一一五円
七十六	一一六	一一六円
七十七	一一七	一一七円
七十八	一一八	一一八円
七十九	一一九	一一九円
八十	一二〇	一二〇円
八十一	一二一	一二一円
八十二	一二二	一二二円
八十三	一二三	一二三円
八十四	一二四	一二四円
八十五	一二五	一二五円
八十六	一二六	一二六円
八十七	一二七	一二七円
八十八	一二八	一二八円
八十九	一二九	一二九円
九十	一三〇	一三〇円
九十一	一三一	一三一円
九十二	一三二	一三二円
九十三	一三三	一三三円
九十四	一三四	一三四円
九十五	一三五	一三五円
九十六	一三六	一三六円
九十七	一三七	一三七円
九十八	一三八	一三八円
九十九	一三九	一三九円
一百	一四〇	一四〇円
一百一	一四一	一四一円
一百二	一四二	一四二円
一百三	一四三	一四三円
一百四	一四四	一四四円
一百五	一四五	一四五円
一百六	一四六	一四六円
一百七	一四七	一四七円
一百八	一四八	一四八円
一百九	一四九	一四九円
二百	一五〇	一五〇円
二百一	一五一	一五一円
二百二	一五二	一五二円
二百三	一五三	一五三円
二百四	一五四	一五四円
二百五	一五五	一五五円
二百六	一五六	一五六円
二百七	一五七	一五七円
二百八	一五八	一五八円
二百九	一五九	一五九円
三百	一六〇	一六〇円
三百一	一六一	一六一円
三百二	一六二	一六二円
三百三	一六三	一六三円
三百四	一六四	一六四円
三百五	一六五	一六五円
三百六	一六六	一六六円
三百七	一六七	一六七円
三百八	一六八	一六八円
三百九	一六九	一六九円
四百	一七〇	一七〇円
四百一	一七一	一七一円
四百二	一七二	一七二円
四百三	一七三	一七三円
四百四	一七四	一七四円
四百五	一七五	一七五円
四百六	一七六	一七六円
四百七	一七七	一七七円
四百八	一七八	一七八円
四百九	一七九	一七九円
五百	一八〇	一八〇円
五百一	一八一	一八一円
五百二	一八二	一八二円
五百三	一八三	一八三円
五百四	一八四	一八四円
五百五	一八五	一八五円
五百六	一八六	一八六円
五百七	一八七	一八七円
五百八	一八八	一八八円
五百九	一八九	一八九円
六百	一九〇	一九〇円
六百一	一九一	一九一円
六百二	一九二	一九二円
六百三	一九三	一九三円
六百四	一九四	一九四円
六百五	一九五	一九五円
六百六	一九六	一九六円
六百七	一九七	一九七円
六百八	一九八	一九八円
六百九	一九九	一九九円
七百	二〇〇	二〇〇円
七百一	二〇一	二〇一円
七百二	二〇二	二〇二円
七百三	二〇三	二〇三円
七百四	二〇四	二〇四円
七百五	二〇五	二〇五円
七百六	二〇六	二〇六円
七百七	二〇七	二〇七円
七百八	二〇八	二〇八円
七百九	二〇九	二〇九円
八百	二一〇	二一〇円
八百一	二一一	二一一円
八百二	二一二	二一二円
八百三	二一三	二一三円
八百四	二一四	二一四円
八百五	二一五	二一五円
八百六	二一六	二一六円
八百七	二一七	二一七円
八百八	二一八	二一八円
八百九	二一九	二一九円
九百	二二〇	二二〇円
九百一	二二一	二二一円
九百二	二二二	二二二円
九百三	二二三	二二三円
九百四	二二四	二二四円
九百五	二二五	二二五円
九百六	二二六	二二六円
九百七	二二七	二二七円
九百八	二二八	二二八円
九百九	二二九	二二九円
一千	二三〇	二三〇円
一千一	二三一	二三一円
一千二	二三二	二三二円
一千三	二三三	二三三円
一千四	二三四	二三四円
一千五	二三五	二三五円
一千六	二三六	二三六円
一千七	二三七	二三七円
一千八	二三八	二三八円
一千九	二三九	二三九円
二千	二四〇	二四〇円
二千一	二四一	二四一円
二千二	二四二	二四二円
二千三	二四三	二四三円
二千四	二四四	二四四円
二千五	二四五	二四五円
二千六	二四六	二四六円
二千七	二四七	二四七円
二千八	二四八	二四八円
二千九	二四九	二四九円
三千	二五〇	二五〇円
三千一	二五一	二五一円
三千二	二五二	二五二円
三千三	二五三	二五三円
三千四	二五四	二五四円
三千五	二五五	二五五円
三千六	二五六	二五六円
三千七	二五七	二五七円
三千八	二五八	二五八円
三千九	二五九	二五九円
四千	二六〇	二六〇円
四千一	二六一	二六一円
四千二	二六二	二六二円
四千三	二六三	二六三円
四千四	二六四	二六四円
四千五	二六五	二六五円
四千六	二六六	二六六円
四千七	二六七	二六七円
四千八	二六八	二六八円
四千九	二六九	二六九円
五千	二七〇	二七〇円
五千一	二七一	二七一円
五千二	二七二	二七二円
五千三	二七三	二七三円
五千四	二七四	二七四円
五千五	二七五	二七五円
五千六	二七六	二七六円
五千七	二七七	二七七円
五千八	二七八	二七八円
五千九	二七九	二七九円
六千	二八〇	二八〇円
六千一	二八一	二八一円
六千二	二八二	二八二円
六千三	二八三	二八三円
六千四	二八四	二八四円
六千五	二八五	二八五円
六千六	二八六	二八六円
六千七	二八七	二八七円
六千八	二八八	二八八円
六千九	二八九	二八九円
七千	二九〇	二九〇円
七千一	二九一	二九一円
七千二	二九二	二九二円
七千三	二九三	二九三円
七千四	二九四	二九四円
七千五	二九五	二九五円
七千六	二九六	二九六円
七千七	二九七	二九七円
七千八	二九八	二九八円
七千九	二九九	二九九円
八千	三〇〇	三〇〇円
八千一	三〇一	三〇一円
八千二	三〇二	三〇二円
八千三	三〇三	三〇三円
八千四	三〇四	三〇四円
八千五	三〇五	三〇五円
八千六	三〇六	三〇六円
八千七	三〇七	三〇七円
八千八	三〇八	三〇八円
八千九	三〇九	三〇九円
九千	三一〇	三一〇円
九千一	三一〇	三一〇円
九千二	三一〇	三一〇円
九千三	三一〇	三一〇円
九千四	三一〇	三一〇円
九千五	三一〇	三一〇円
九千六	三一〇	三一〇円
九千七	三一〇	三一〇円
九千八	三一〇	三一〇円
九千九	三一〇	三一〇円
一万	三一〇	三一〇円

第八條第二項中「四十七円」を「四十八円」に改め、同項の表を次のように改める。

候補者数				金	額
三二	百	百	人	未	満
百	百	五	人	以	上
五	十	人	未	満	
二二	百	百	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二二	百	百	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二二	百	百	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二二	百	百	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二二	百	百	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二二	百	百	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二二	百	百	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二二	百	百	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二二	百	百	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二二	百	百	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二二	百	百	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二二	百	百	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二二	百	百	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二二	百	百	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二二	百	百	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二二	百	百	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二二	百	百	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二二	百	百	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二二	百	百	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二二	百	百	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二二	百	百	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二二	百	百	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二二	百	百	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二二	百	百	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二二	百	百	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二二	百	百	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二二	百	百	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二二	百	百	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二二	百	百	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二二	百	百	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二二	百	百	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二二	百	百	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二二	百	百	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二二	百	百	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
百	百	五	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二二	百	百	人	以	上
百	百	五	人	未	満
五	十	人	未	満	
二百	百	五	人	以	上
百					

休

日

二六、九九二

第九條第二項中「一万六千二百三十六円」を「一万六千四百七十六円」に、「一万七千五百三十五円」を「一万七千七百九十三円」に改め、同条第六項中「四百十円」を「四百二十三円」に改め、同項ただし書中「八百二十円」を「八百四十六円」に、「七百二十二円」を「七百四十四円」に、「七百一円」を「七百二十三円」に、「五百六十六円」を「五百八十四円」に改める。
第十三條第一項の表を次のように改める。

区 分		衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県		選挙人の数が五十万人未満のもの 一七、九四九、一六二 _円	一三、七二七、四一二 _円
		選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの 二一、七七二、一九五	一六、五五九、六八一
		選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの 二五、三七七、一二二	一九、三〇四、二六四
		選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの 二七、九五〇、一八八	二一、一三一、一四五
		選挙人の数が百二十五万人以上五十万人未満のもの 三一、八五八、七六九	二四、一五七、一五五
		選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの 三七、三八〇、三四六	二八、四四六、二〇四
		選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの 四五、一八八、五六一	三四、九六〇、三六〇
		選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの 四九、四七四、〇四三	三八、二三五、八九六
		選挙人の数が三百万人以上のもの 七三、六二八、八五八	五五、四八八、七六〇
都道府県の支庁又は地方事務所		四、八六九、四四二	三、八二八、二九七
認定出先機関		二、五七八、一二二	二、〇二九、四二三
大都市		一〇、三六二、五二一	八、三四七、五九八
選挙人の数が五十万人未満のもの		六、二二〇、〇六六	五、三七八、二八三

第十三條第二項の表を次のように改める。

区	分	市(大除都)										町村									
		選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が十五万人以上のもの	選挙人の数が三万人未満のもの	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が十五万人以上のもの	選挙人の数が千人未満のもの	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	選挙人の数が二万人以上のもの	選挙人の数が五万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が十五万人以上のもの	選挙人の数が五十万人未満のもの
		七、五二三、五六六	九、二六八、九一〇	一一、三四七、九六二	一三、一三九、七四五	一四、二九一、九五九	一六、六四九、六四四	一八、五六一、三七九	二〇、九一三、四八八	二二、三三〇、七七八	二四、三五三、一〇二	二六、五六二、九八六	二八、一〇四九、六〇四	三〇、一六〇七、五七六	三二、二〇四一、九四八	三四、二四六八、四八一	三六、九五四三、五七九 _円	三八、五五四三、五七九 _円	四〇、一〇九二、八四二	四二、一〇九二、八四二	四四、一〇九二、八四二
		六、六八一、七八三	八、四二七、一二七	一〇、五〇六、一七九	一二、七六六、三五五	一四、八三七、五一七	一六、九九二、八三三	一八、六九九、二二二	二〇、九五四、八三七	二二、二六九、六〇九	二四、三〇一、九三二	二六、四八一、八五二	二八、八七一、九八六	三〇、一三七〇、〇三〇	三二、一七五五、四五八	三四、二一三三、〇四七	三六、七五五六、六二〇 _円	三八、五五六、六二〇 _円	四〇、七八八、三八八	四二、七八八、三八八	四四、七八八、三八八

[illegible]

認定 出先 機関	大 都 市	区	市						町 村					
			選挙人の数が三万人未満のもの	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が十五万人以上のもの	選挙人の数が千人未満のもの	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	選挙人の数が二万人以上のもの
二五九、八四四	一、三八五、五四〇	三六〇、六二〇	七五、九二〇	一三二、八六〇	二二七、七六〇	三三二、六六〇	三六〇、六二〇				五六、九四〇	七五、九二〇	七五、九二〇	七五、九二〇
一九九、八八〇	一、〇四三、九〇〇	二六五、七二〇	五六、九四〇	九四、九〇〇	一七〇、八二〇	二四六、七四〇	二六五、七二〇				三七、九六〇	五六、九四〇	五六、九四〇	五六、九四〇

第十三条第四項中「一万二千三百十二円を一万二千七百一円」に、「六千五百十六円」を「六千三百五十円」に改め、同項の表を次のように改める。

級 地	都道府県、市町村等 寒冷地手当 の支給地域	都道府県	都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村
二五、四〇二円			
一一、七〇〇円			

級	地	二	三	四
級	地	二二、三五四	二一、七一九	一七、五二七
級	地	一一、一七六	一〇、八五九	八、七六三

第十三条の二第二項中「七百五十三円を千五百十円」に改め、同条第二項中「一万七百元を一万九百元」に改める。

第十三条の三「千五百十四円を二千八百円」に、「四百二十八円を五百七十八円」に、「千五百五十二円を千五百九十八円」に、「七百九十円を千八百八十円」に改める。

第十四条第一項第一号中「二万六百元を一万八千四百円」に改め、同項第二号及び第三号中「一万二千六百円を一万二千八百円」に改め、同項第四号中「一万千四百円を一万三千三百円」に改め、同項第五号中「二万六千四百円を二万八千四百円」に改め、同項第六号及び第七号中「二万七千四百円を二万九千四百円」に改め、同項第八号中「九千五百円を九千六百円」に改め、同項第九号及び第十号中「八千八百円を八千九百円」に改める。

第十五条第一項中「千五百七十四円を千五百九十三円」に、「百六十九円を百七十一円」に改める。

第十七条第二項中「二、二八〇、三六五」を「二、一八一、一三八」に、「一、二七八、二二七」を「二、二三八、九一八」に改める。

第二十一条中「第四条第十五項」の下に「から第十七項まで」を加え、「第五項」を「第六項」に改め、「第五項第十六項」の下に「から第十八項まで」を加える。

第二条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表を次のように改める。

都道府県	区 分		衆議院議員選挙	参議院議員選挙
	選挙人の数が五十万人未満のもの	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの		
選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	二五、二八二、八八二	二一、二一〇、〇二四	一七、八五四、九二二円	一三、六二三、一七二円
選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの	二七、八五五、九四八	二一、〇三六、九〇五	二一、六七七、九五五	一六、四六五、四四一
選挙人の数が二百二十五万人以上五百五十万人未満のもの	三一、七六四、五二九	二四、〇六二、九一五	二七、二八六、一〇六	二八、三五一、九六四
選挙人の数が五百五十万人以上二百万人未満のもの	三七、二八六、一〇六	二八、三五一、九六四		

都道府県の支庁又は地方事務所		認定出先機関	大都市	区								市(大)を除外する項及び第三項に同じ			
選挙人の数が三百万人以上のもの	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの			選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	選挙人の数が五万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が十五万人以上のもの	選挙人の数が三万人未満のもの	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が十五万人以上のもの	選挙人の数が千人未満のもの	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの
四、八六九、四四二	七三、五三四、六一八	二、五七八、一二二	一〇、三六二、五二一	六、二二〇、〇六六	七、五二三、五六六	九、二六八、九一〇	一一、三四七、九六二	三、一三九、七四五	四、二九一、九五九	六、六四九、六四四	九、五六一、三七九	一一、九一三、四八八	三三〇、七七八	三五三、一〇二	五六二、九八六
三、八二八、二九七	五五、三九四、五二〇	二、〇二九、四二三	八、三四七、五九八	五、三七八、二八三	六、六八一、七八三	八、四二七、一二七	一〇、五〇六、一七九	二、七六六、三五一	三、八三七、五一七	五、九九二、八三三	八、六九九、二二二	一〇、九五四、八三七	二六九、六〇九	三〇一、九三二	四八一、八五二

町村

選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	選挙人の数が二万人以上のもの
一、〇四九、六〇四	一、六〇七、五七六	二、〇四一、九四八	二、四六八、四八一
八七一、九八六	一、三七〇、〇三〇	一、七五五、四五八	二、一三三、〇四七

第十三条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 都道府県の選挙管理委員会が中央選挙管理会の所在地において公職選挙法第百六十九条第二項の送付を受ける場合には、特に要する旅費を加算する。

(公職選挙法の一部改正)

第三条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項及び第六項中「当該選挙の」を削る。

第三十八条第一項中「各投票区における選挙人名簿に登録されたを」を「選挙権を有する」に改め、同条第二項中「その投票区における選挙人名簿に登録されたを」を「選挙権を有する」に改める。

第四十一条の二第五項の表第三十七条第二項及び第六項の項及び第三十八条第一項の項を削り、同表第三十八条第二項の項中

投票所	登録された者	投票所又は共通投票所
投票所又は共通投票所	登録された者(共通投票所にあつては、選挙権を有する者)	を

に改める。

第四十八条の二第五項の表第三十七条第二項及び第六項の項を削り、同表第三十八条第一項の項

中	各投票区における選挙人名簿に登録された者	選挙権を有する者
二人以上五人以下	二人	を
二人以上五人以下	二人	二人以上五人以下

投票所

に改め、同表第三十八条第二項の項中

人	その投票区における選挙人名簿に登録された者	投票所
投票所	投票所	投票所

を

期日前投票所

選挙権を有する者

に改める。

第六十二条第一項中「各開票区における」を「開票区」とし、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の「に」を改め、同項ただし書中「同一人」を「の下に」当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び「を」を加え、同条第二項第一号及び第二号中「含む」を「を含む」に改め、同項第三号及び第四号中「とき」を「とき」に改め、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「達しないとき又は」の下に「開票立会人が」を加え、「における」を「の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 都道府県の選挙管理委員会が第十八条第二項の規定により市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設ける場合において、当該開票区を選挙の期日前二日から選挙の期日の前日までの間に設けたときは市町村の選挙管理委員会において、当該開票区を選挙の期日以後に設けたときは開票管理者において、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から三人以上十人以下の開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同一の政党その他の政治団体に属する者を三人以上選任することができない。

第七十六条中「第六十二条」の下に「（第八項を除く。）」を加え、「各開票区における」を「開票区」とし、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の「に」、「その開票区における」を「その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に、「第八項」を「第九項」に、「同条第二項中」を「同項ただし書中」同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び」とあるのは「同一人」とし、同条第二項中「に」、「同条第八項中」又は」を

「同条第九項本文中」達しないとき又は」とあるのは「達しないとき」と、「二に」、「選挙会の」を「選挙会」とに改め、「選挙会」と、「の下に」同項ただし書中「を」を加える。

第百六十八条第一項中「併せて写真を添付するものとする」を「具し」を「その掲載文及び写真。次条第一項において同じ。」を添付しに改め、同条第二項中「具し」を「添付し」に改め、同条第三項中「具し」を「添付し」に改め、「記載し及び貼付付け」の下に「又は記録し」を加え、「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

附則

第百六十九条第一項及び第二項中「二通を削る」。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定並びに次条第三項並びに附則第四条及び第五条の規定は、平成三十一年六月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下この項及び次項において「新基準法」という。）の規定（新基準法第十三条の三の規定を除く。）及び次条の規定による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）の項の規定は、この法律の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

2 新基準法第十三条の三の規定は、公職選挙法

第三十条の三第一項に規定する申請の時の属する日（以下この項において「申請の日」という。）が施行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請について適用し、申請の日が施行日の前日以前である在外選挙人名簿の登録の申請については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定、第三条の規定による改正後の公職選挙法（昭和二十五年法律第七十九号）の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第六十六号）第二十五条第三項及び第四項の規定並びに附則第五条の規定による改正後の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条（漁業法第九十九条第五項において準用する場合に限る。）の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第九十五条の規定による投票又は漁業法第九十九条第三項の規定による解職の投票について適用し、前条ただし書に規定する規定の施行の日以前までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第九十五条の規定による投票又は同項の規定による解職の投票については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）
第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）の項中「第四条第十五項」の下に「から第十七項まで」を加え、「第五項」を「第六項」に改め、「第五条第十六項」の下に「から第十八項まで」を加える。

（最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正）
第四条 最高裁判所裁判官国民審査法の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「及び開票」、「及び第十九条第二項」及び「又は開票管理者」を削り、「各投票区又は開票区における第八条の選挙人名簿に登録された」を「審査権を有する」に改め、「又は開票立会人三人」を削り、同条に次の一項を加える。

第二項の開票においては、第十九条第二項の規定にかかわらず、開票管理者は、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村における第八条の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人三人を選任しなければならない。

（漁業法の一部改正）
第五条 漁業法の一部を次のように改正する。

第九十四条中「及び第八項ただし書」を「第八項ただし書及び第九項ただし書に改め、同条の表第七十六条の項中 第六十二条 第六十二条第一項、第二項、第六項、第七項、第八項本文、第九項及び第十項

第六十二条（第八項を除く。） 第六十二条第一項、第二項、第六項、第七項、第九項本文、第十項及び第十一項 に改める。

理由

最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議

員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、選挙公報の掲載文の電磁的記録による提出を可能とするほか、投票管理者及び投票立会人並びに開票立会人の選任要件の緩和等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成三十一年四月十六日印刷、

平成三十一年四月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K